

令和8年度

鶴が台中学校

避難所開設・運営マニュアル

令和8年8月

茅ヶ崎市

＼ 避難所立ち上げ時に真っ先に取り組むこと ／

① 施設の安全確認

避難者を受け入れる前に、施設の安全を確認します。



○ 安全が確認できた場合
避難所として使用できます。



✕ 危険がある場合
使用を控え、他の安全な施設を検討します。



! 少しでも危険を感じたら、無理に使用しないことが大切です。

② トイレの使用禁止措置

避難者が到着する前に、既存のトイレは使用禁止にします。



携帯トイレ使用の例



使用禁止にする理由

- 下水管の破損や停電により、汚物があふれるおそれがあるため。
- 衛生環境を保ち、感染症の発生を防ぐため。

! トイレが使えるようになるまで、携帯トイレを使用するよう避難者に周知しましょう。

③ 土足禁止の徹底

避難所内は土足禁止にし、清潔で安全な生活環境を保ちます。



土足禁止の効果



清潔な環境を保てる



感染症の予防につながる

! 屋内履きはできる限りスリッパよりスニーカータイプが望ましい。

鶴が台中学校

想定される災害リスクと避難スペース

災害	想定	避難スペース
津波	想定なし	制限なし
高潮	想定なし	制限なし
洪水	想定なし	制限なし
内水	0.5m未満	南棟2階以上のうち、使用できる教室
土砂災害	想定なし	制限なし

目次①

..... はじめに

避難所開設・運営マニュアルについて	1
避難所の開設の流れ	3
市災害対策本部と避難所の情報伝達方法	4
(参考)発生の切迫性が高い地震の本市被害想定	4
(参考)避難所と避難場所	5
施設基礎情報	7

..... 開設に向けて(初動期)

1.1 避難所の安全確認①(施設外観調査)	9
1.1.1 関係者の集合	9
1.1.2 安全確認役割分担	9
1.1.3 外観目視点検による初動期応急危険度判定調査	10
1.2 避難所の安全確認②(施設内調査)	11
1.2.1 施設への進入	11
1.2.2 市災害対策本部への報告(MCA無線)	11
1.2.3 避難所として使用する主要場所の確保	12
1.2.4 立入禁止場所と禁止措置	12
1.3 避難所の運営体制	13
1.3.1 活動本部設置場所の決定	13
1.3.2 避難所運営委員会(初動期対応体制)の編成	13
1.3.3 本部運営用物品の調達	14
1.4 体育館の非常用電源と応急トイレの確保	15
1.4.1 体育館非常用発電機について	15
1.4.2 体育館非常用発電機の操作方法(概要)	15
1.4.3 応急トイレの確保	16

..... 避難者の受入・対応(初動期・応急期)

2.1 情報の収集と情報共有の考え方	17
2.1.1 災害状況を把握	17
2.1.2 被害状況を把握する上でのポイント	18
2.1.3 避難所内での各種情報の共有	18

2.2 受付の設置、受付対応～誘導	19
2.2.1 受付場所の決定	19
2.2.2 受付の設置	19
2.2.3 受付対応	20
2.2.4 避難者の誘導	20
2.2.5 避難者状況のとりまとめ	20
2.2.6 災害対策本部への報告	20
2.3 受入場所や環境の整備	21
2.3.1 良好な生活環境の確保に向けた取組事項	21
2.3.2 スフィア基準を踏まえた参考基準	21
2.3.3 避難者受け入れスペースの確保	21
2.3.4 生活ルールや注意事項の周知	22
2.3.5 生活スペースに必要な物品等の調達	22
2.4 体育館レイアウトの検討	23
2.4.1 体育館レイアウト(例)	23
2.4.2 レイアウト検討時のポイント	24
2.5 トイレ対策	25
2.5.1 基本的な考え方	25
2.5.2 災害対応フェーズに応じたトイレの確保策	25
2.5.3 使用後の携帯用トイレの処分方法	26
2.5.4 トイレ環境の維持管理	26
2.5.5 仮設トイレの確保	26
2.6 衛生対策	27
2.6.1 土足禁止	27
2.6.2 手洗い	27
2.6.3 清掃	27
2.6.4 生活スペースの換気	27
2.6.5 生活スペース等でのごみの収集・分別	27
2.6.6 生活ごみの集積場所の確保	28
2.6.7 生活ごみの収集体制の確認	28
2.6.8 ペットへの対応	28
2.7 備蓄物資等の配布	29
2.7.1 備蓄物資の種類と保管場所	29
2.7.2 備蓄物資の配布方法の検討	29
2.7.3 備蓄物資の配布	30
2.7.4 炊き出しの実施	30

2.7.5 避難所内の飲料水確保策	30
2.8 避難者への救援物資等の調達・管理・配布	31
2.8.1 避難者のニーズ把握と支援要請	31
2.8.2 救援物資等の受入体制を整える	31
2.8.3 救援物資等の受入れ	32
2.8.4 救援物資等の管理	32
2.8.5 救援物資等の配布	32
2.8.6 燃料の確保	32
2.9 避難者の健康管理	33
2.9.1 避難者の健康管理体制を整える	33
2.9.2 暑さ・寒さ対策	33
2.9.3 感染症対策	33
2.9.4 感染症患者発生時の対応	34
2.9.5 その他病気対策の実施	34
2.9.6 市保健師との連携	34
2.10 要配慮者への対応①(高齢者・障がい者・傷病者等への対応)	35
2.10.1 高齢者・障がい者への対応	35
2.10.2 傷病者への対応	35
2.10.3 体調不良者への対応	35
2.10.4 要配慮者の特性に応じた配慮事項(参考)	36
2.11 要配慮者への対応②(女性や性的マイノリティ・外国人への配慮)	37
2.11.1 女性への配慮	37
2.11.2 妊婦や産後間もない母親、乳幼児への配慮	37
2.11.3 性的マイノリティへの配慮	38
2.11.4 外国人への配慮	38
2.12 こどもへの配慮	39
2.12.1 こどもの居場所づくり	39
2.12.2 こどもの居場所確保に向け配慮すべき事項等	39
2.12.3 こどもに見られやすい身体化症状	40
2.13 防犯対策	41
2.13.1 避難所の出入り制限とプライバシーの確保	41
2.13.2 巡回警備と安全確保	41
2.13.3 貴重品の管理	41
2.13.4 防災物資等の管理	41
2.13.5 避難経路の確保	42
2.13.6 性犯罪対策	42

・・・ 避難者による避難所運営・在宅避難者等の支援（復旧期以降）・・・

3.1 避難者の避難所運営への参画 43

3.1.1 居住グループの編成 43

3.1.2 避難者による自主的な避難所運営体制の構築 43

3.1.3 避難所運営委員会各班の主な役割 44

3.2 在宅避難者等への支援 45

3.2.1 在宅避難者等の状況把握 45

3.2.2 支援実施の周知・広報 45

3.2.3 応急給水拠点 45

3.2.4 食料・生活物資等の提供 45

3.2.5 災害に関する情報の提供 46

・・・・・・・ 縮小・閉鎖（撤収期）・・・・・・・

4.1 避難所の縮小・閉鎖 47

4.1.1 避難所の閉鎖・統合に向けた対応検討 47

4.1.2 避難所の閉鎖・統合に向けた説明 47

4.1.3 避難所の閉鎖・統合に関する周知 47

4.1.4 避難所の閉鎖・統合に向けた作業 47

4.1.5 避難所運営本部・避難所運営委員会の解散 48

4.1.6 避難所の閉鎖 48

・・・・・・・ 様式・資料等・・・・・・・

（参考）関係様式・掲示物等 49

（巻末資料）防災備蓄物資・資機材等 71

避難所開設・運営マニュアルについて

1. マニュアルの位置づけ・目的

本マニュアルは、地震発生から概ね3日間(初動期から応急期までの概ね72時間程度)の避難所の開設及び運営等を円滑に行うことを目的に作成する。

避難所施設の使い方や物資の保管場所などの情報は学校ごとに異なることから、学校の状況を踏まえ使用場所などの詳細を反映させ、学校ごとに作成する。

本マニュアルについて、平素より、避難所関係者(市、学校、地域の自主防災組織、民生委員等)で内容の共有を図り、地震発生時においては、本マニュアルを参考に、柔軟かつ臨機応変に対応することを基本とする。

今後、本市での災害対応や各地の災害教訓、学校施設の使用方法の変更等を踏まえ、適宜必要な見直しを加えることとする。

避難所の開設・運営等の心がけ

- ☐ 避難所は、避難者の全員が運営に協力すること
- ☐ 避難所と周辺地域で密接に連携していくこと

2. マニュアルの構成・使い方

本マニュアルは、避難所開設時に必要となる業務について、業務ごとのシート構成(両面1枚)としており、発災時には、担当者がすべてが記載されたマニュアル冊子を持ち活動するのではなく、該当する業務シートだけを持って活動することができることとしている。

また、業務シートは、主な活動や確認事項にチェック欄を設け、災害時にはチェックシートとして使用できる構成とし、一部では災害時に決めたことを記入できる欄を設けている。

3. 避難所の役割と設置基準

避難所は、災害により自宅での生活が困難となった「避難者」が一定の期間避難生活を送る場所としての役割を担うとともに、家屋に大きな被害がなく自宅で避難生活を送る人や家屋が被災しながらも避難所へ行かず自宅に留まり不自由な生活を続ける人(以下、「在宅避難者等」という)への支援を行う場所としての役割を担う。

市災害対策本部との連絡調整を行い、各種支援につなげる。

① 避難所避難者の支援を行う場所

- ☐ 避難所の開設及び避難所に滞在する被災者の生活環境の確保
- ☐ 避難所生活に必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供
- ☐ 周辺地域の被害状況の把握、市域の災害情報の発信

② 在宅避難者等の支援を行う場所

- ☐ 在宅での避難生活に必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供
- ☐ 周辺地域の被害状況の把握、市域の災害情報の発信

③ 市災害対策本部との連絡調整場所

- ☐ 市災害対策本部へ周辺の被害状況や避難所の状況、被災者ニーズ等を伝達
- ☐ 他の避難所の状況や本市の広域的な災害情報等の収集

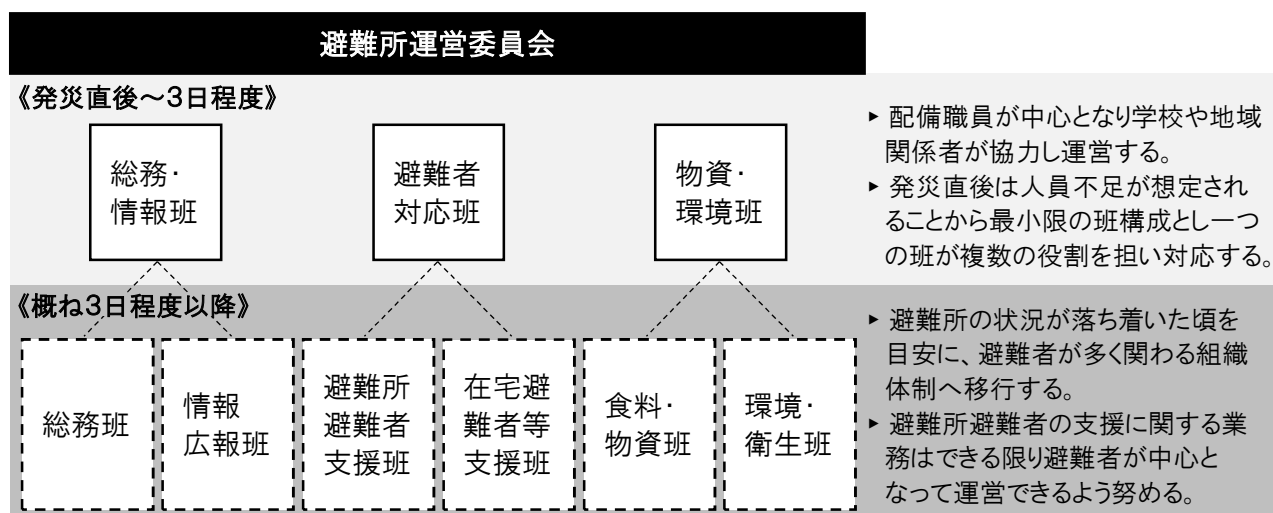
《設置基準》

- ☐ 本市で震度5弱以上を観測したとき
- ☐ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒に係るものに限る。)が発令されたとき。
- ☐ その他市長が必要と認めるとき

4. 避難所関係者

災害対策地区 防災拠点配備職員 (以下「配備職員」)	▶ 公立小中学校の近傍に居住する職員を中心にあらかじめ任命された職員。 ▶ 主な役割:施設の安全確認、市や学校、地域との連絡調整、避難所の開設、防災資機材の活用、避難者や必要物資等の把握、地域の被災状況の把握等
学校職員	▶ 避難所となる学校施設の管理者として避難所の開設や運営支援等を担う ▶ 学校職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と教育活動の早期正常化に向けた取り組みであることに留意する ▶ 避難所の開設運営にあたり不足する物品等があれば、学校(施設)の物品を借用し、消耗品等については補填する
地域関係者 (自主防災組織、 防災リーダー)	▶ 日ごろから地域の防災活動に取り組み、防災に関する知識を持つほか、地域についての認識も深く、避難者となる地域住民との関係性も期待される ▶ 避難所運営支援のほか、避難所と被災地域が連携(地域のニーズを避難所に伝達するとともに、避難所から収集した情報を地域に伝達する等)することで、円滑な被災者支援などが期待される
地域関係者 (民生委員)	▶ 民生委員は日ごろから災害時に要援護者となる人びとと接していることから、避難所開設時にこうした人びとへの配慮とともに相談相手となることが期待される ▶ 自ら支援を求める声を上げることが困難な人がいる場合もある。必要に応じて民生委員がそうした人びとの代弁者としての役割を果たすことが期待される
避難者 (地域住民)	▶ 自宅等が被災し、または被災するおそれがあり、避難所に避難した地域住民。 ▶ 避難所の状況が落ち着いた頃(概ね3日程度以降)を目安に、避難所避難者への支援主体として、交代(当番制)で避難所運営に係る役割を担う

5. 災害経過時間を踏まえた避難所の運営体制



6. 本マニュアルが主対象とする災害対応フェーズ

初動期	応急期	復旧期	復興期
発災当日	1～3日程度	3日～1週間程度	1週間以降

本マニュアルが主対象とする期間

避難所開設の流れ

避難所の開設・運営の基本方針

- 災害により被災した住民(または被災する恐れのある住民)が安心して健康的な避難生活を送ることができる生活空間を提供する
- 避難所の運営は、避難者、地域住民、学校職員、市職員が協力して行う
- 避難所では、要配慮者や多様な支援ニーズに配慮する
- 在宅避難者等への支援に対し周辺地域と密接に連携する

避難所の開設

Step1 関係者の参集

シート1.1

- ☐ 配備職員、自主防災組織関係者・防災リーダー等

Step2 施設の安全確認

シート1.1・1.2

- ☐ 施設(内外)の安全性及びライフライン(電気・水道等)の使用状況等を確認する
- ☐ 施設の安全が確認できるまで避難者を安全な場所で待機させる

Step3 避難所の開設及び運営体制の確保

シート1.3

- ☐ 避難所運営委員会を設置する
- ☐ 市災害対策本部へ避難所の開設報告を行う
- ☐ 関係者で役割分担し避難所の開設及び避難者対応にあたる体制を整える

Step4 体育館の非常電源と応急トイレの確保

シート1.4

- ☐ 避難スペースとなる体育館の電力(照明・空調等)を確保する
- ☐ 応急トイレを確保する

Step5 避難者の受入

シート2.2

- ☐ 受付を設置し、避難者の受入を行う
- ☐ 受入場所を確保し避難者を誘導する

市災害対策本部と避難所の情報伝達方法(配備職員)

状況	連絡	手段	備考
発災直後	市→配備	・ Riden(参集メール) ・ モバイルロゴチャット	参集指示、防災情報など、すべての職員に知らせるべき情報
安全確認結果	配備→市	・ MCA無線	避難所の安全確認結果及び職員・関係者等の参集状況等の報告
避難所開設	配備→市	・ kintone	避難所の開設及び避難者の状況報告
避難者報告	配備→市	・ kintone	毎時00分(正時)の定時報告
物資要請等	配備→市	・ kintone	市災害対策本部に対し物資等の支援を要請
個別相談等	配備→市 市→配備	・ モバイルロゴチャット ・ 電話	一対一での情報のやり取りが必要な場合
情報提供	市→配備 配備→市	・ Riden(参集メール) ・ モバイルロゴチャット	会議資料や防災情報などの提供、周辺の被害情報・在宅避難者等の情報など
避難所閉鎖	配備→市	・ kintone	避難所の閉鎖及び関係情報の報告

※配備職員からの連絡等は、表に示す媒体にこだわらず、使いやすい媒体を用いて構わない

※通信支障等が生じている場合は、MCA無線を用いることが望ましい

(参考)地震の本市被害想定

神奈川県地震被害想定調査報告書(令和7年3月)による本市の被害想定

想定地震①	都心南部直下地震	規模	マグニチュード7.3	本市の震度	5強～6強
国が防災対策の主眼を置く地震で県内全域が「首都直下地震対策措置法」の首都直下地震対象区域に指定されている地震。 《南関東地域のM7クラスの地震発生確率:30年以内70%》					
	1日～3日後	4日～1週間後	帰宅困難者数		
避難所避難者数	11,090人	1,270人	直後	1日後	2日後
避難所外避難者数	7,390人	1,270人	12,470人	2,370人	2,300人
想定地震②	大正型関東地震	規模	マグニチュード8.2	本市の震度	6強～7
国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。 《地震発生確率:30年以内ほぼ0～6%(200年から400年の発生間隔)》					
	1日～3日後	4日～1週間後	帰宅困難者数		
避難所避難者数	64,430人	53,810人	直後	1日後	2日後
避難所外避難者数	42,910人	53,530人	12,470人	8,480人	8,070人

※想定地震選定理由:被害の量的、地域的状況や発生の切迫性を考慮し選定

(参考)避難所と避難場所

1. 避難所と避難場所



①避難所

- ▶ 自宅が被災し、一定期間生活するための「生活する場所」
(主に学校や公民館、協定を締結する企業等)



②避難場所

- ▶ 津波など命の危険が迫った際に緊急的に一時避難する「命を守る場所」
(指定緊急避難場所、津波一時退避場所(津波避難ビル・津波避難地))



※津波一時退避場所(津波避難ビル・津波避難地)

(浸水想定区域内の学校や公共施設、協定を締結するマンション等)

2. 津波・洪水・土砂災害における避難の考え方



①津波

(茅ヶ崎市津波ハザードマップ)

- ▶ 避難対象地域の外へ避難
- ▶ 避難対象地域内では、想定される基準水位以上の高さへ避難



《津波時の避難場所(上階への避難が必要)となる学校(9校)》

西浜小学校・浜須賀小学校・柳島小学校・東海岸小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校
第一中学校・西浜中学校・中島中学校



②洪水

(茅ヶ崎市洪水土砂災害ハザードマップ)

- ▶ 発生を予見したら早い段階で浸水想定区域外の安全な地域へ避難
- ▶ 安全な地域への避難が難しい場合は、区域内の高い建物へ避難



《洪水時の避難場所(上階への避難が必要)となる学校(8校)》

鶴嶺小学校・梅田小学校・柳島小学校・今宿小学校・浜之郷小学校
梅田中学校・中島中学校・萩園中学校



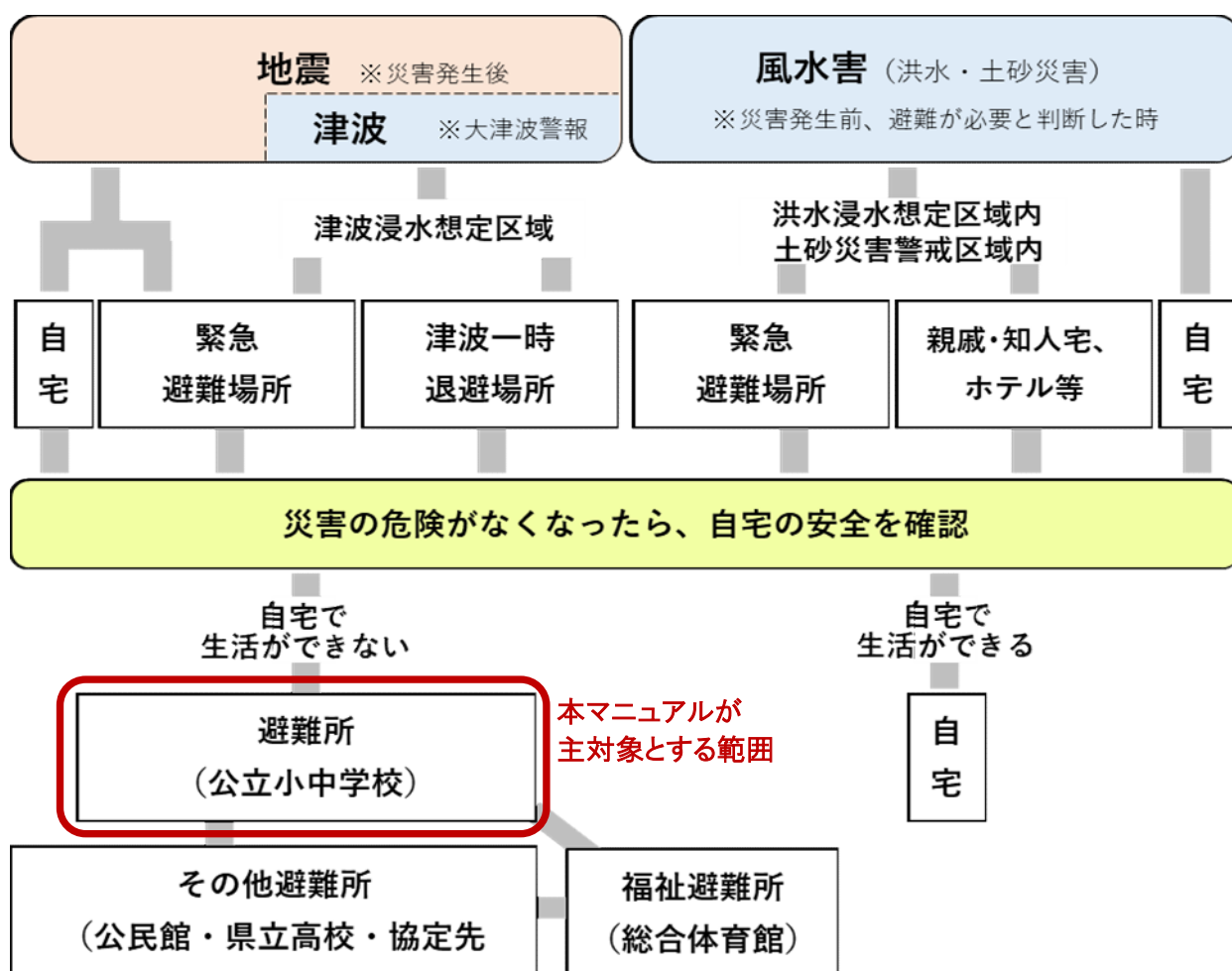
③土砂災害

- ▶ 前兆や危険を感じたら山やがけから離れた安全な場所へ避難
- ▶ 安全な場所への避難が難しい場合は、頑丈な建物の2階以上へ避難

《土砂災害時の避難場所となる学校(対象6校)》

小出小学校、小和田小学校、香川小学校、室田小学校
北陽中学校、赤羽根中学校

3. 避難場所と避難所の関係性と避難所開設・運営マニュアルの対象



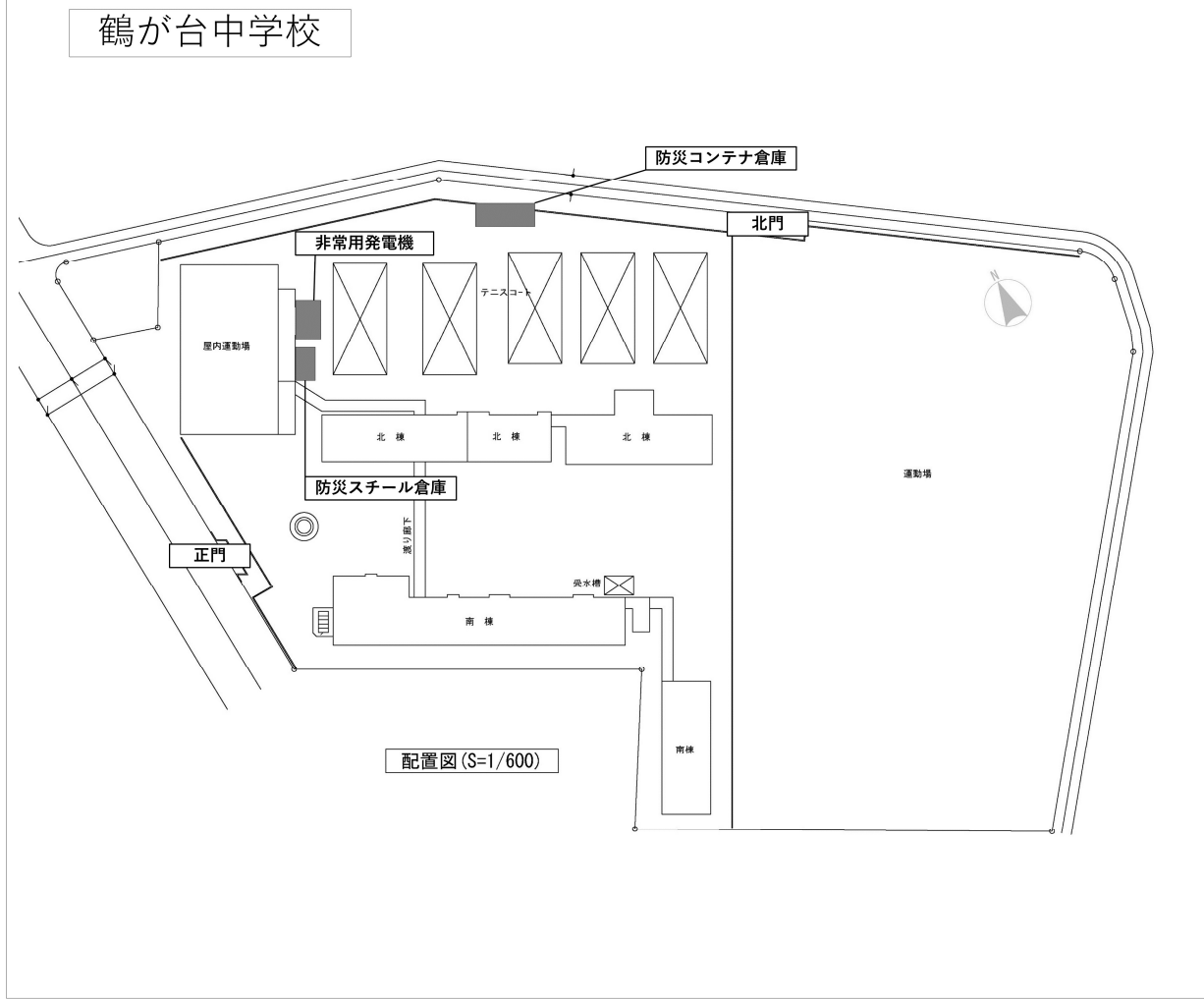
【避難所・避難場所での対応想定】

Q	津波の浸水想定区域外の学校(指定緊急避難場所)では、津波等からの一時避難者と地震により被災した避難所避難者の混在が想定されるがどのように対応すべきか。
A	発災直後に避難者を区分することは難しいため、避難者の安全な受け入れを優先する。状況が落ち着いた後、徐々に避難所避難者と津波等からの一時避難者を区分けする。
Q	津波浸水想定区域内の学校において、大津波警報が発表された際の配備職員の参集はどのようになるか。
A	大津波警報が発表された際には、すべての人が速やかに避難対象地域の外へ避難することが基本となり配備職員も同様である。そのため大津波警報発表時には浸水想定区域内の学校へ配備職員が参集することはできない。例えば、市役所の勤務時間中に大津波警報が発表された際には、配備先付近の指定緊急避難場所となる学校へ一時的に参集し、避難者対応業務にあたりながら、大津波警報が解除されるなど安全が確認できたのちに、災害状況等を踏まえた上で、配備先の学校へ向かうことを想定している。
Q	津波や洪水などの浸水が想定される学校で避難者の受入を行う際に心掛けることはあるか。
A	津波や洪水等が発生した際には、避難所周辺に浸水被害が生じる恐れがあること(低層階の浸水、数時間～数日間の浸水継続、断水、停電等)を想定した準備に努める。なお洪水警戒時は、早い段階で、長時間滞在に必要な物資などをあらかじめ上層階へ移動しておく。

施設基礎情報

【施設配置図】

(敷地と施設の配置)



防災コンテナ倉庫



防災スチール倉庫



門(進入口)の位置と開放・閉鎖の取扱い

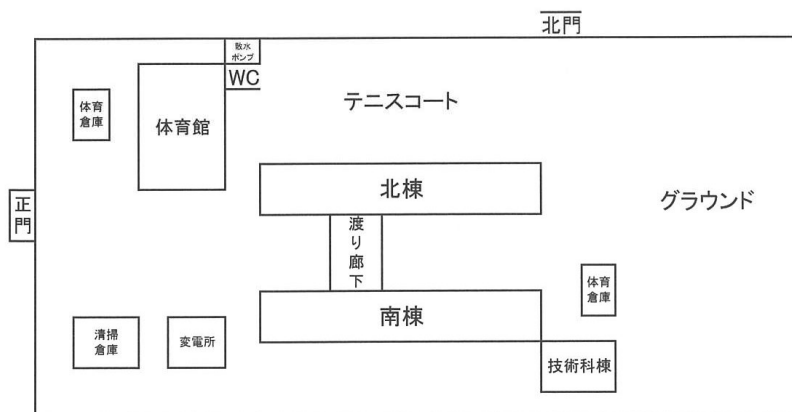
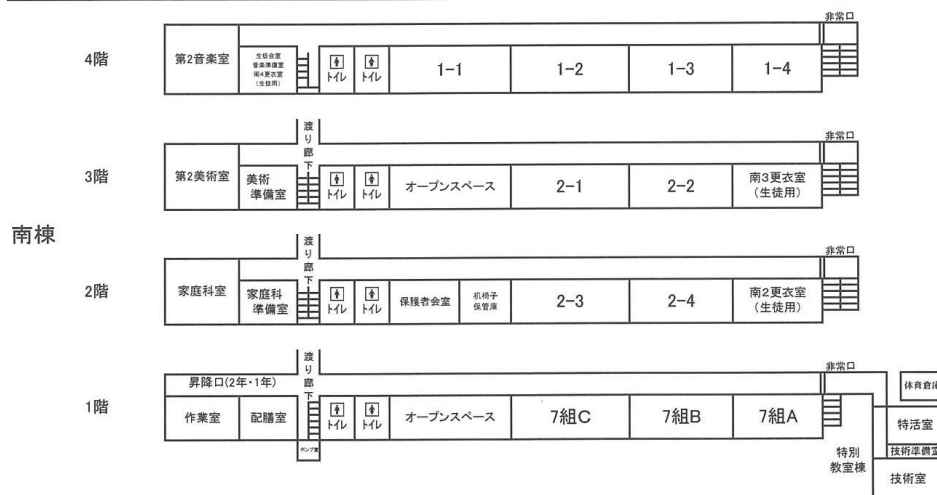
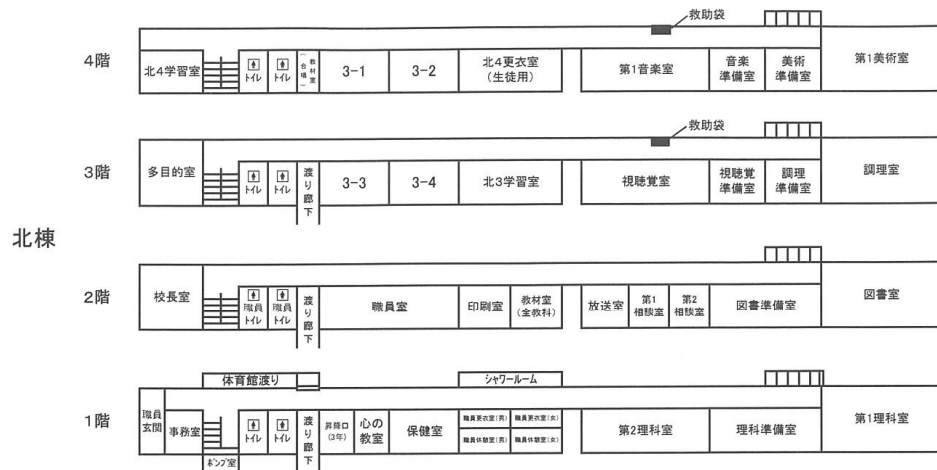
正門	開放
北門	閉鎖
—	—
—	—
—	—

自転車・バイク・車等の駐車場所

自転車	正門横自転車置き場
バイク	正門横自転車置き場
車	要配慮者の送迎に限り、ロータリー周辺に10台駐車可

※避難の原則は徒歩

令和8年度 鶴が台中学校 教室配置図



1.1 避難所の安全確認①(施設外観調査)

1.1.1 関係者の集合

- ☐ 単独での行動を避けるため、配備職員・自主防災組織関係者・防災リーダー等の集合場所をあらかじめ決めておく。

集合場所

正門前ロータリー付近

- ☐ 集まった人員で、避難所の開設に向け、必要な活動を分担して行うことを説明。

- 余震や二次災害などに十分に注意する。
○随時、集まってくる方々へも、協力を呼び掛ける。
○安全が確認できるまでの間、要配慮者などは安全な場所で待機してもらう。

1.1.2 安全確認役割分担

- ☐ 関係者で避難所開設に向けた流れを確認し、役割①②を分担して活動する
(スタートセットを持ち出す)

スタートセット保管場所

防災スチール倉庫

(スタートセットの主な収納品)

- 避難所開設・運営マニュアル(本書)
○初動期応急危険度判定調査表
○クリップボード
○学校配置図
○配備職員ビブス など

《役割①》※最低でも二人一組で活動する

施設の安全確認
(施設の周辺及び建物の外観点検)

- ☐ 活動の安全性の確保、点検漏れを防ぐため、複数人で活動



(施設周辺の点検)

- ☐ 施設に影響を及ぼすような危険性、避難者等の通行への危険性を確認

(建物の外観点検)

- ☐ 応急危険度判定調査表をもとに施設の被害状況を確認
☐ 危険な箇所は直ちに共有、近づかないような措置をとる

《役割②》

避難者の安全確保

- ☐ 施設の安全が確認できるまで、安全な場所での待機を呼びかけ

待機場所

グラウンド

- ☐ 適宜、安全確認を実施している旨を避難者へ伝える
☐ 適宜、必要な場所へ誘導員を配置する(協力者を募る)
☐ 傷病者や要配慮者などは、安全かつ負担の少ない場所を確保

1.1.3 外観目視点検による初動期応急危険度判定調査

調査の目的

大地震発生後の余震等による人的二次災害を防止するため、被災した建築物を応急的に判定し、利用者等に情報を提供すること

基本ルール

☐ 原則2人1組で判定（グループに分かれて調査範囲を分担）

注） 判定活動は原則として配備職員が実施する（調査活動への同行（安全管理等）を避難者に協力を募る）

☐ 外観目視が原則（一見して危険は詳細調査不要）
無理な行動はしない

☐ 周囲の状況に気を配り、余震等、二次災害に注意する

初動期判定活動の流れ

初動期応急危険度判定調査表に基づき、外観目視による施設の安全確認を行う

様式1

調査①

外観の調査 一見して危険か

NO

YES

調査②

落下・転倒危険物に関する調査

判定

調査済

要注意

危険

使用可否判断

避難所として使用可能

注意を払いながら施設内の安全確認を進める

使用不可

危険な建物から安全な距離をとった
場所で待機
災害対策本部へ報告し指示を仰ぐ

1.2 避難所の安全確認②(施設内調査)

1.2.1 施設への進入

《役割①》※配備職員による活動

施設の開錠

- ☐ あらかじめ確認した方法で施設を開錠する
- ☐ 施設内の安全確認中に無断で進入する人が出ないような措置をとる

施設内部の安全点検

- ☐ 危険な箇所があれば、危険の排除もしくは近づかないような措置をとる

施設設備の動作点検

- ☐ 電気
(照明がつくか、電気器具の異常がないか)
- ☐ 水道
(水が出るか、濁りや異臭・漏れはないか)
- ☐ トイレ
(設備に異常がないか、正常に流れるか)
- ※ 大規模な地震の際は、トイレの使用確認ができるまで使用禁止の措置をとる
- ☐ 通信
(通話できるか、インターネットにつながるか)
- ☐ 放送設備
(使用できるか)

《役割②》

避難者の安全確保

- ☐ 施設(内外)の安全が確認できるまで待機を継続
- ☐ 適宜、安全確認中の旨を避難者へ伝える
- ☐ 協力者を募る
(避難者への待機案内)

安全が確認できるまで
待機を継続

1.2.2 市災害対策本部への報告(MCA無線)

- ☐ 施設内外の点検結果(施設使用上の危険性の有無・状況等)を報告
- ☐ 避難所としての施設の使用可否及び開設決定を確認
→ 開設確認後、速やかに避難所開設準備に取り掛かる

MCA無線
設置場所

職員室(北棟2階)

避難所として使用可能

- ☐ 災害対策本部へ避難者の受け入れ準備にとりかかる旨を報告
- ☐ 役割分担を行い、受入れ場所の確認や環境の整備に努める
※避難者へ避難所の開設及び運営への協力を呼びかける
- ☐ 避難所や地域の状況(被害状況等)の把握に努め、市へ報告する

様式7

避難所として使用不可

(避難者への対応)

- ☐ 使用不可であることを避難者へ伝達(次の行動が決まるまで引き続き待機を呼び掛ける)
- ☐ 要配慮者、体調不良者等の有無・状況を把握

(市災害対策本部との調整)

- ☐ 近隣の避難所の状況等を確認
- ☐ 要配慮者等、支援を要する避難者等の状況報告及び支援要請

1.2.3 避難所として使用する主要場所の確保

- ☐ 本部(1.3.1)や受付(2.2.1)、受入れ場所(2.3.3)等の使用環境を整える

1.2.4 立入禁止場所と禁止措置

- ☐ 避難所として使用する場所や立入禁止場所を施設配置図へ図示する

(施設の安全確認結果を踏まえ、危険のため立入禁止とする場所)

--	--	--

(あらかじめ立入禁止とする場所)

北棟2階以上	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

1.3 避難所の運営体制

1.3.1 活動本部設置場所の決定

	(事前に決めている場所)	(確定)
本部	テント棟で外に設置後校長室	

※市や施設管理者、地域等との連絡調整が可能な場所、避難者の状況を把握しやすい場所が望ましい

1.3.2 避難所運営委員会(初動期対応体制)の編成

- ☐ 関係者で集合し初動対応に必要な班を編成

【主なメンバー】

市職員(配備職員)、施設職員、地域関係者(自主防災組織・防災リーダー・民生委員)

注) 関係者及び避難者で協力し、柔軟かつ臨機応変に対応することができる体制をとる

主な役割		活動内容
総務・情報班	総務に関すること	○避難所全体の総括 ○避難所の秩序と安全維持(ルール作り) ○市や施設管理者との調整 ○その他調整全般 ○施設の使用場所の把握 ○危険防止・立入禁止等の措置 ○自主防災組織等地域との連絡調整 ○関係機関等との連携
	情報・広報に関すること	○避難者の状況把握 ○周辺及び市内外の被害状況の把握 ○避難者への情報提供(掲示等) ○情報管理 ○本部への報告 ○市と地域の情報伝達
避難者対応班	避難者管理に関すること	○避難者の受付・誘導 ○避難者名簿の作成・管理 ○避難者の収容状況(人数・構成世帯等) ○避難者傾向把握 (年代・性別等) ○在宅避難者等の状況把握
	避難者支援に関すること	○配慮や支援の必要性把握 ○要配慮者に応じた支援の実施 ○負傷者の救護と応急手当 ○医療救護所・後方医療機関等への搬送要請 ○感染症などの体調不良者の把握
物資・環境班	食料・物資に関すること	○資機材・防災物資の管理 ○必要物資等の調達 ○避難者への物資等の提供 ○共用資機材等の設置 ○施設が所有・管理する物品等の借用
	生活環境に関すること	○トイレの確保・維持管理 ○衛生管理 ○ペットの受入場所 ○電気・水道・通信等の生活必要設備の状況把握と運用

※班の役割に固執せず、各々が協力し柔軟に対応する

1.3.3 本部運営用物品の調達

(対象物品)	(保管場所)
本部受付用テント(イージーアップテント)	防災スチール倉庫(コンテナ横)
MCA無線	職員室(北棟2階)
トランシーバー(簡易無線機)	校長室(北棟2階)
防災ラジオ	職員室
ランタン等照明器具	コンテナ倉庫
ポータブルバッテリー	不明
避難所開設セット	校長室(北棟2階)
感染症対策セット	校長室(北棟2階)
多言語表示シート	防災備蓄倉庫
コミュニケーションボード	避難所開設セット内
施設配置図	避難所開設セット内
各種張り紙・掲示物等	避難所開設セット内
検温・消毒ディスペンサー	南棟1階防災倉庫
予備マスク	スタートボックス
	—
	—
	—
	—

イージーアップテント



ランタン・照明器具



MCA無線



ポータブルバッテリー



トランシーバー



避難所開設セット



防災ラジオ



感染症対策用品セット



多言語表示シート



コミュニケーションボード



1.4 体育館の非常用電源と応急トイレの確保

1.4.1 体育館非常用発電機について

- ☐ 体育館内の空調や照明、コンセント等の電力として使用
- ☐ 発電機の屋外用コンセントを用いて屋外の電力として使用

【基本性能】

- 燃料・タンク容量：軽油・900リットル
- 燃料消費量：50%負荷時=18.0リットル／時間、75パーセント負荷時=24.2リットル／時間
(満タン時稼働時間目安(75%負荷時：900リットル÷24.2リットル／時間≒37.2時間))

発電機



電源切替盤



電灯電源切替盤



非常用発電機
設置場所

電源切替盤
設置場所

電灯電源切替盤
設置場所

体育館東側

非常用発電機横

体育館内ステージ横(東側)

※自動停止時間
(消し忘れ防止機能)
12:30(小中学校)
16:30(小学校)
18:30(中学校)
21:00(小中学校)
21:30(小中学校)

始動前の注意

停電の発生

停電により通常の電力が断たれているか



発電機及び周辺の安全確認

本体及び周辺に、一見して、危険や異常がないか

1.4.2 体育館非常用発電機の取扱

- ☐ 取扱にあたっては、発電機操作マニュアルに基づき実施すること
※発電機取扱マニュアル及び発電機始動用の鍵は、操作盤扉内にあり

1.4.3 応急トイレの確保

☐ 発災直後は施設内のすべてのトイレを使用禁止とする

注) 大規模な地震の後は上下水道に支障が生じているおそれがある

注) 発災直後は断水していても、施設内の水道管等の残水により水が流れる場合がある

トイレの使用禁止措置

☐ トイレ出入口に張り紙・立入禁止テープ等で進入を抑止する



このような状態になる前に
すべてのトイレを使用禁止にする

応急トイレの確保

(事前に決めている場所)

(確定)

応急トイレ 使用場所	テニスコート北側	
---------------	----------	--

☐ 携帯トイレ(災害用汚物処理セット)を持ち出す

携帯トイレ
保管場所

防災備蓄倉庫、南棟1階ポンプ室

☐ 既設トイレ(洋式便器)にセットして使用する

(使用方法)

①便座を持ち上げ受けパ
ックをセットする

②便座に汚物処理袋をセッ
トする

③吸収シートをセットする



☐ 使用方法(ルール)をトイレ入口及び
個室に張り出す

☐ 汚物処理セットの在庫を切らさないよ
う数量管理を行う

(使用後)

処理剤をかけ、袋を縛って所定のごみ袋へ



2.1 情報の収集体制

2.1.1 災害情報の収集

総情	避難	物環
○		

- ☐ 災害情報の収集は、今後の避難所の開設・運営において、大変重要となるため、避難所開設当初より、各種情報の収集に努める

注) 発災直後は、様々な情報が錯綜することから、正確な情報収集を心掛ける

【情報収集の目的】

人命救助と安全確保	避難所の管理・運営
避難生活の維持	復旧・復興への繋ぎ

【主な情報収集事項】

- ☐ 避難所周辺及び周辺地区の被害状況等に関する事
☐ 市域及び広域の被害状況等に関する事
☐ 他の避難所の状況等に関する事
☐ 避難所周辺地域の在宅避難者等に関する事
☐ ライフライン等の被害状況及び復旧見込状況等に関する事
☐ 支援物資等の調達(見通し)等に関する事
☐ 市や関係機関等の応急対策活動の実施状況(実施見込み)等に関する事
☐ 各種支援に関する事



【各種情報の収集先の例】

内容	避難者	自主防災組織	市災害対策本部	周辺避難所	テレビ・ラジオ・インターネット等
避難所周辺等の被害状況	◎	◎	○	○	
市域及び広域の状況			◎		○
他の避難所の状況		○	○	◎	
在宅避難者等の状況		◎			
ライフラインの復旧情報			◎		○
支援物資の調達見通し			◎		
市や関係機関の活動状況			◎		
各種支援に関する情報			◎		

※情報収集においては、周辺の避難所や自主防災組織等との協力連携が不可欠である

2.1.2 被害状況を把握する上でのポイント

総情	避難	物環
○		

災害時の情報収集としては、いつ、どこで、何が起きているか、それにより誰に、どのような影響を及ぼすおそれがあるか、また、支援要請の必要性)などについて、把握することが重要である

- ☐ 生じている事象(いつ、どこで、どのようなことが起きているか)
- ☐ 被害の詳細(人的被害の有無、物的被害の有無)
- ☐ 現に生じている影響(誰に、どのような影響を及ぼしているか)
- ☐ 今後、生じるおそれがある影響(誰に、どのような影響を及ぼす恐れがあるか)
- ☐ 支援要請の必要性判断(対応状況)
対応できる・できている(未対応・対応中・対応済)、対応できない(対応不可)

様式9-1

様式9-2

2.1.3 避難所内での各種情報の共有

総情	避難	施物
○		

- ☐ 知り得た情報を本部内で共有する
- ☐ 各種情報については、掲示や校内放送等により避難者へ周知し、適宜更新する

【掲示・張り紙等で周知する事項の例】

- ☐ 避難所の生活ルールや注意事項などの周知
- ☐ 市内の災害状況(適宜更新)の周知
- ☐ 二次災害への注意喚起、緊急時の行動の周知
- ☐ 復旧・復興、生活等に関する情報の周知

様式8

様式10

【校内放送等で周知する事項の例(放送設備稼働時)】

- ☐ 避難者に対する協力の呼びかけ
- ☐ 避難所の生活ルールや注意事項などの呼びかけ

注)

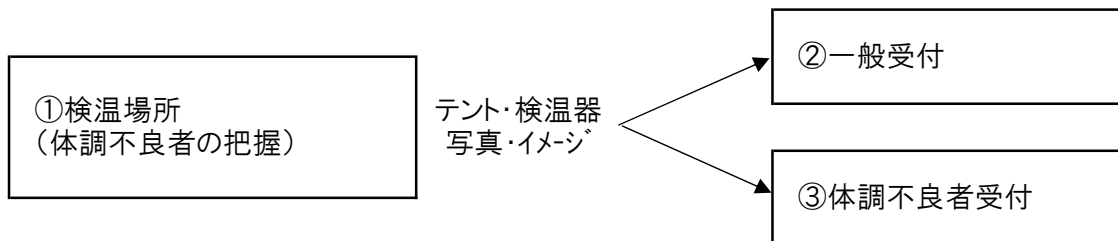
- ▶ 避難所においては、避難者の情報ニーズが高まることから、情報の遅れや不足などで、避難者の不安や不満が増し、避難所運営に支障を来すこともあることに留意する。
- ▶ 正確な情報を提供することが必要となるが、迅速さも求められる。
- ▶ 正確な情報を知り得てから提供しようとする、その間にも避難者の不安が高まることも想定されるため、状況把握に時間を要するような場合は、「情報収集中であること」を周知していくことも必要となる。

2.2 受付の設置、受付対応～誘導

2.2.1 受付場所の決定

総情	避難	物環
	○	

(受付動線イメージ)



(事前に決めている場所)

(確定)

①検温場所	体育館東側	
-------	-------	--

(事前に決めている場所)

(確定)

②一般受付	体育館内	
③体調不良者受付	体育館	

※避難者がわかりやすい場所、天候等にも対応できる場所が望ましい

2.2.2 受付の設置

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 避難者にわかりやすいよう(受付場所の目印として)テント等を設置
(テント内には、必要に応じ机と椅子を設置)
- ☐ 避難者カードを用意する
- ☐ 避難者カードの記入のため、机と椅子を設置
- ☐ 受付に必要な物品等を調達(下表参照)

様式2

(対象物品)

(保管場所)

本部受付用テント(イーザーアップテント)	防災スチール倉庫(コンテナ横)
避難所開設セット(避難者カード・文房具)	校長室(北棟2階)
コミュニケーションボード	避難所開設セット内
施設配置図	避難所開設セット内
避難所周辺地図	避難所開設セット内
検温・消毒ディスペンサー	南棟1階防災倉庫
予備マスク	スタートボックス

2.2.3 受付対応

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 待機している避難者に対し、避難所を開設した旨を伝え、受付ををするよう呼びかける
- ☐ 感染症対策のため、避難者に検温及び手指のアルコール消毒を促す
- 注) 検温により発熱を確認もしくは避難者からの申し出により感染症の恐れがある場合は、体調不良者として、一般避難者とは動線を分け、専用の受入場所へ誘導する
- ☐ 避難者の受付にあたり、世帯ごとに避難者カードを記入し、提出していただく
- ☐ 受付時に、高齢者や要配慮者等の配慮が必要な避難者に対し、支援ニーズなどを聞き取る
- ☐ 土足禁止、衛生環境の悪化予防、トイレの使用場所や使用方法など、避難所の基本的なルール、協力事項などを周知する
- ☐ 状況に応じ、避難所業務への協力者を募る

2.2.4 避難者の誘導

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 一般者・要配慮者等、あらかじめ割り当てたスペース(2.3.3参照)へ誘導する

2.2.5 避難者状況のとりまとめ

総情	避難	物環
○		

- ☐ 避難者カードの情報を避難者名簿及び各種リストにとりまとめる
※避難者の入退所を随時把握する

様式3・4・5

2.2.6 災害対策本部への報告(随時)

総情	避難	物環
○		

【配備職員による活動】

- ☐ 避難者の状況(人数、世帯数、性別、年代等)を定時報告する

様式6

注) 要配慮者から聞き取った支援ニーズのうち、避難所では対応できない事項などについて応援を求める

- ☐ 避難所周辺の被害状況、在宅避難者等の状況など、周辺地域に関する状況を報告する

注) 報告の際に、市域の被害状況や他の避難所の状況など、市の情報を聞き取るよう努める

2.3 受入場所や環境の整備

2.3.1 良好な生活環境の確保に向けた取組事項

総情	避難	物環
		○

- ☐ できる限り避難所開設の早期段階から、パーティションや簡易ベッドの設置に努めること

注) すべての避難者分の数量を確保できない場合は、公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮して、高齢者・障がい者等の困っている人から迅速かつ臨機応変に設置すること

- ☐ 高齢者や障がい者などは、災害による生活環境の変化に対応することが困難となることが予想されることから、特段の配慮が必要となるため避難者全体で支え合う必要があること

2.3.2 スフィア基準を踏まえた参考基準

総情	避難	物環
		○

- ☐ 【居住スペース】
できる限り、一人当たり3.5㎡の居住スペースとなるよう努める

- ☐ 【トイレの確保】
できる限り、避難者20人に1基、男性用と女性用の割合が1:3となるよう努める

注) これらの数値は、避難者の尊厳と人権を守り、適切な生活環境を確保するための目安であり、数値そのものを達成することを目的とするものではなく、現場の状況にあわせて質の確保に努めることが重要である

2.3.3 避難者受け入れスペースの確保

総情	避難	物環
		○

(事前に決めている場所)		(確定)
一般者 受入場所	体育館	
要配慮者 受入場所	第2理科室(北棟1階)	
妊産婦・乳幼児 受入場所	保健室隣の更衣室(北棟1階)	
体調不良者 受入場所	特活室	
救護場所	保健室(北棟1階)	
ペット 受入場所	オープンスペース、更衣室(南棟3階)	
応急トイレ 使用場所	テニスコート北側	

2.3.4 生活ルールや注意事項の周知

総情	避難	物環
○		

- ☐ 土足禁止など、生活ルール・施設使用上の注意点等を周知・掲示する

2.3.5 生活スペースに必要な物品等の調達

総情	避難	物環
		○

- ☐ 保管物品・資機材を確認し、不足物資等を災害対策本部へ要請する

ファミリールーム(パーティション)	スチール倉庫(コンテナ横),南棟1階教材室
多目的折り畳みベッド	スチール倉庫(コンテナ横),南棟1階教材室
簡易ベッド	スチール倉庫(コンテナ横)
毛布	コンテナ倉庫,体育館2階西側倉庫,南棟1階教材室
アルミマット	スチール倉庫(コンテナ横)
パーソナルテント(体調不良者用)	南棟1階教材室
エアーマット(体調不良者用)	南棟1階教材室
携帯トイレ(災害用汚物処理セット)	コンテナ倉庫,南棟1階ポンプ室
簡易トイレ	コンテナ倉庫
プライベートテント	コンテナ倉庫
ワンタッチハウス	コンテナ倉庫
バルーン投光器	コンテナ倉庫
LEDフローレンライト	コンテナ倉庫
ランタン・その他照明器具	コンテナ倉庫
発電機	コンテナ倉庫
ポータブルバッテリー	不明
コードリール	コンテナ倉庫
手洗い器	コンテナ倉庫

ファミリールーム

多目的折り畳みベッド

簡易ベッド

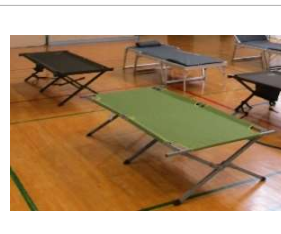
パーソナルテント



携帯トイレ・簡易トイレ



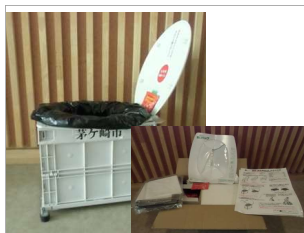
プライベートテント



ワンタッチハウス



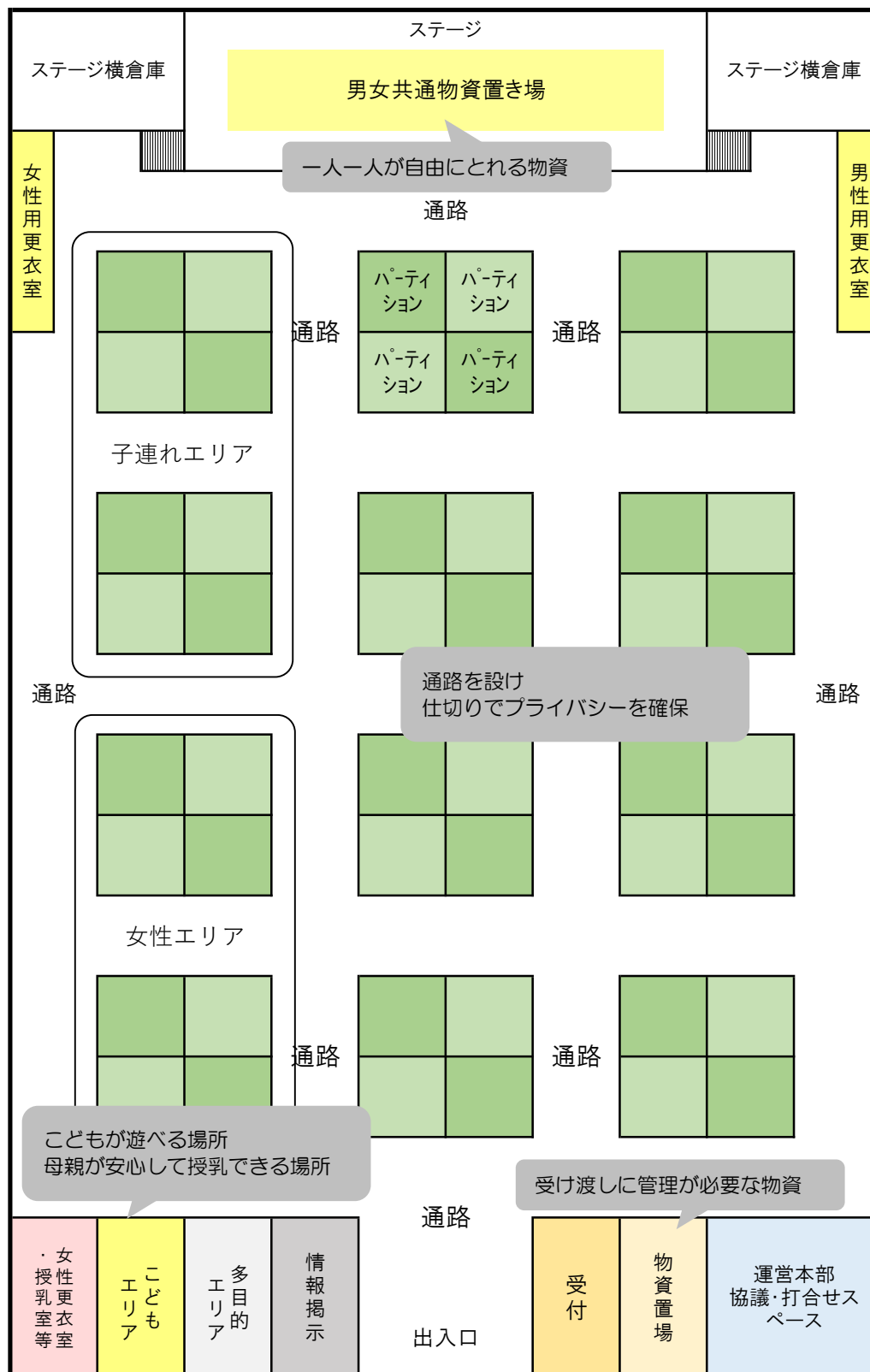
投光器(バルーンライト)



2.4 体育館レイアウトの検討

2.4.1 体育館のレイアウトイメージ(例)

総情	避難	物環
		○



※本レイアウトイメージ(例)を参考に、各校体育館の特徴や避難者の状況等を踏まえ配置を検討する

2.4.2 レイアウト検討時のポイント

総情	避難	物環
		○

- ☐ パーティションを使用する場合は、受付で体育館レイアウトを作成し、個室ごとの入居者を把握しておく
- ☐ できる限り、発災直後からパーティション等を活用し、個人スペースの確保に努める
- ☐ パーティションが不足することが想定されるときは、ブルーシートやマット等を活用する
- ☐ 災害リスク(危険)等が切迫している状況下では、スペースの確保よりも避難者の受入れを優先する
- ☐ 避難者の動線(通路)を確保する
- ☐ 壁側は、壁を伝い歩きする方へ配慮するため通路とする
- ☐ 男女別・共用の更衣室を設置する
- ☐ 生活物資は男女双方に配慮した保管場所を設置する
- ☐ 停電時は、空調のある体育館内に、要配慮者等の避難スペースを設けて使用を優先する

注) ステージ下に椅子が収納されているときは、レイアウト配置前に椅子を取り出しておく

注) 体育館内に体育用具倉庫等がある場合は、確保した空間を柔軟に活用する
(生活用品保管庫、更衣室、要配慮者用トイレなど)

注) 体育館上部のキャットウォークは、窓の開閉時以外は立入禁止とする

避難所レイアウトの例



避難所レイアウトの例



避難所レイアウトの例



避難所レイアウトの例



避難所レイアウトの例



避難所レイアウトの例(ペット)



2.5 トイレ対策

2.5.1 基本的な考え方

総情	避難	物環
		○

- ☐ できる限り、避難者20人に1基を基準に確保する。(発災直後は50人に1基)
- ☐ トイレの男女比は、概ね1:3(男:女)とする
- ☐ 男女別トイレのほか、誰もが使えるトイレを設置する
- ☐ 仮設トイレ等を設置する際は、男性用と女性用トイレ設置場所の距離を離す
- ☐ トイレの設置においては、プライバシーの確保とあわせ防犯対策を講じる(設置場所及びトイレまでの動線における照明の確保、見回り等)

2.5.2 携帯トイレを用いたトイレの確保策

総情	避難	物環
		○

優先順位	トイレの種類	設置環境・目的
◎	施設の既設トイレ	施設の既設トイレに携帯トイレ(災害用汚物処理セット)をかけて、凝固剤を用いて使用する。発災直後最優先での使用を想定
○	簡易トイレ	テント(プライベートテント・要配慮者用テント)内に防災用簡易トイレを設置し、携帯トイレ(袋)をかけて使用する。既存トイレが使用できないとき、または移動が難しい方の使用を想定
○	ラップポン	便を収納する袋を熱圧着により密閉できるトイレ。バッテリー稼働用を足した後の袋の処理が難しい要配慮者の使用を想定
△	組み立て式仮設トイレ	テントと便槽が一体となった、貯留式の仮設トイレ。各種トイレで不足が生じる場合に使用。他トイレ同様携帯トイレを用いた使用を想定

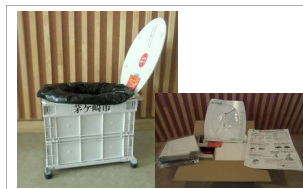
携帯トイレ



携帯トイレ使用例②



携帯トイレ使用例



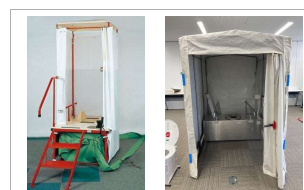
ラップポン



簡易トイレ使用例①



仮設トイレ



2.5.3 使用後の携帯用トイレの処分方法

総情	避難	物環
		○

- ☐ トイレの使用方法等を各所に掲示し周知徹底する
- ☐ 使用後は袋に凝固剤をかけ、便を固まらせること
- ☐ 使用後の袋は固結びして、においや便が漏れ出ないように留意する
- ☐ 使用後の袋はポリバケツ等を集積し、適宜、ごみ集積場所へ運ぶ

《ポイント》

凝固剤で固めてから袋の空気を抜いて口を固く結び、「可燃ごみ」として処分する。

- ▶ しっかり固める: 凝固剤や吸水シートで尿・便を完全に固める
- ▶ 密閉・二重にする: 汚物袋の空気を抜き、袋の口を硬く結ぶ。
その後、別の袋(防臭袋が最適)に入れて二重にする
- ▶ 分別・明記: 可燃ごみ(燃やせるごみ)として出すが、他のゴミと区別できるよう大きな文字で「トイレごみ」と袋に記載する

2.5.4 トイレ環境の維持管理

総情	避難	物環
		○

- ☐ 一部の方に負担が生じないようすべての避難者で役割分担する
- ☐ すべての避難者が清掃の当事者となることで、きれいに使用する意識付けを行う
- ☐ 携帯トイレ(災害用汚物処理セット)等の不足を生じさせないよう、市災害対策本部へ早めの支援要請を行う

2.5.5 仮設トイレの確保

総情	避難	物環
		○

- ☐ 災害対策本部を通じて仮設トイレを確保する
- ☐ 設置台数は、避難者20人に1基、男女比が1:3となるよう努める
- ☐ 仮設トイレの設置場所以下の要素を含む場所から設定する

《望ましい設置場所》

- ▶ 車両の進入が可能で、し尿の収集が容易な場所
- ▶ 避難スペースの出入り口から近く、照明が確保でき、在宅避難者等も気づきやすい場所
- ▶ 視覚障がい者の利用を考慮した塀や壁際など

2.6 衛生対策

2.6.1 土足禁止

総情	避難	物環
		○

- ☐ 避難所の生活スペース内は土足禁止とする
- ☐ 砂埃が入りにくいよう、靴を脱ぐスペースは避難生活スペースの外に設ける
- ☐ 屋外履きは、袋等に入れて各自保管する



2.6.2 手洗い

総情	避難	物環
		○

- ☐ 循環型手洗い器を用いて、手洗いの徹底を呼びかける



2.6.3 清掃

総情	避難	物環
		○

- ☐ 一部の方に負担が生じないようにすべての避難者で役割分担する
- ☐ すべての避難者が清掃の当事者となることで、きれいに使用する意識付けを行う



2.6.4 生活スペースの換気

総情	避難	物環
		○

- ☐ 季節や時間帯等を考慮し、原則常時換気を行う



2.6.5 生活スペース等でのごみの収集・分別

総情	避難	物環
		○

- ☐ ごみ袋(ごみ箱)を設置する ※分別を心掛ける
- ☐ ごみ袋、防臭・防虫剤等を確保する



2.6.6 生活ごみの集積場所の確保

総情	避難	物環
		○

(事前に決めている場所)

(確定)

集積場所

テニスコート北側(防災倉庫の移設に伴い、検討の余地あり)

※塵芥車(ごみ収集車)による収集作業を考慮した場所を選定する

※近隣住宅等への影響を考慮する

※カラスや野生動物等による被害を受けないよう対策を講じる

2.6.7 生活ごみの収集体制の確認

総情	避難	物環
		○

- ☐ 災害対策本部を通じ、避難所のごみの収集体制を確認する



2.6.8 ペットへの対応

総情	避難	物環
		○

避難所で受け入れ可能なペットは、主に家庭動物等のうち、犬、猫などの愛玩動物やハムスター、うさぎなどのげっ歯類、インコ等、小型の哺乳類と鳥類等とする

- ☐ 原則として、避難スペース内へのペットの持ち込みは禁止する
※補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬など)を除く
- ☐ 避難所に同行避難したペットは、飼い主が責任を持って管理する
- ☐ ペットの受入場所の検討
- ☐ 受入場所では、ペットは、ケージやキャリーケースに入れておく



注) ペットの受入場所の検討のポイント

- ① 風雨を避けるため、受入場所は屋内に確保する。(例:昇降口、外廊下、車寄せ、駐輪場等)
- ② ペットの受入場所は、避難者の動線と交わらない場所にする。
- ③ ふん尿などの臭いや、鳴き声などの騒音が避難者の生活スペースに届かないよう、避難者が生活する場所とペットの受入場所を分ける。
- ④ 屋外に設置する場合は、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所にする。
- ⑤ できる限り、ペットの種類・大きさ・性質によって受入場所を分ける。

(事前に決めている場所)

(確定)

ペット
受入場所

オープンスペース、更衣室(南棟3階)

2.7 備蓄物資等の配布

2.7.1 備蓄物資の種類と保管場所

総情	避難	物環
		○

避難所となる学校に事前に備蓄している飲食料や生活物資等の種類と保管場所

非常食(レトルトご飯)	南棟1階ポンプ室
非常食(レトルトおかゆ)	南棟1階ポンプ室
飲料水	南棟1階教材室
こども用おむつ	南棟1階ポンプ室
大人用おむつ	南棟1階ポンプ室
生理用品	南棟1階ポンプ室
	—
	—
	—
	—

2.7.2 備蓄物資の配布方法の検討

総情	避難	物環
		○

- ☐ 食料・飲料水等の配布の要否を判断
- ☐ 配布する品目・配布量を決める
- ☐ 不足する物資を本部へ要請する
- ☐ 公平に配布する方法を決める(備蓄数量を超える避難者がいる場合は特に留意)
(いつ、だれが、何を、どこで、どのように配布するか)
- ☐ ごみの回収方法・取扱方法、集めたごみの集積場所を決める

注) 賞味期限がある場合は期限の近いものを優先する
物資を配布した時は種類や数量等を記録しておく

2.7.3 備蓄物資の配布

総情	避難	物環
		○

- ☐ 避難者名簿との付け合わせなどを行いながら、抜けや漏れが生じないよう配布する
- ☐ 食後の容器等の回収処分についてあわせて周知する

2.7.4 炊き出しの実施

総情	避難	物環
		○

- ☐ 炊き出し・湯沸かし等に必要な防災資機材等を確保する

(事前に決めている場所)

(確定)

炊き出し
実施場所

北棟と南棟の間

- ☐ 給食調理場のある学校(小学校)では、給食調理場の活用可否を確認する

注) 給食業務に従事する職員を中心に、給食調理場の被害状況や設備の稼働状況等を確認し、給食調理場等を活用して早期段階から温かい食事等の提供を行っていけるよう努める

2.7.5 避難所内の飲料水確保策

総情	避難	物環
		○

- ☐ 受水槽の水を活用する(非常用給水栓(蛇口)から取水)

受水槽
設置場所

北棟と南棟の間

《受水槽の水を活用する際の留意点》

▶ 受水槽給水栓は、日常的に使用する設備ではないため、使用開始直後、一時的に濁り水が出る場合がある。

▶ 受水槽は、新鮮な水道水が常時給水されているが、配水管の断水時には給水が停止するため、受水槽内の貯留水は、時間経過とともに水質の低下が懸念される

《水の管理ポイント》

①透明であること ②濁りがないこと ③異臭がしないこと ④異物がないこと ⑤味に異常がないこと
※透明なガラスコップなどに水を注ぎ、上記の5項目の水質確認を行う

- ☐ 飲料水の確保に必要な防災資機材を確保する

(事前に決めている場所)

(確定)

給水機材
設置場所

グラウンド東側の防球ネット付近

給水用コンテナ水槽(1t)



給水用コンテナ水槽(0.25t)



飲料水袋



2.8 救援物資等の調達・管理・配布

2.8.1 避難者のニーズ把握と支援要請

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 避難生活に必要な物資等のニーズを把握する
- ☐ 必要な食料・物資等について、災害対策本部へ要請する

2.8.2 救援物資等の受入体制を整える

総情	避難	物環
		○

- ☐ 物資の荷下ろし場所・ルートを確認する

	(事前に決めている場所)	(確定)
救援物資 受入場所	北棟東階段(外から侵入可)	

- ☐ 物資種別等に応じた保管場所を確認する

	(事前に決めている場所)	(確定)
食料	北棟と南棟の間	
生活用品	北棟と南棟の間	
衣料品	北棟と南棟の間	

- ☐ 食料・物資等の確保にあたっては要配慮者のニーズを反映する
- ☐ 食物アレルギーに注意する

アレルギーの主な症状は、皮膚症状(かゆみ、蕁麻疹、湿疹など)、呼吸器症状(咳、喘鳴、呼吸困難など)、粘膜症状(鼻水、くしゃみ、目の痒みなど)、消化器症状(腹痛、嘔吐、下痢など)である

特定原材料(義務表示8品目)	特定原材料に準ずるもの(推奨表示20品目)
えび、かに、くるみ、小麦、 そば、卵、乳、落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

2.8.3 救援物資等の受入れ

総情	避難	物環
		○

- ☐ 物資搬入車が到着したら、荷下ろし場所まで誘導する
- ☐ 荷下ろし・搬入のための人員を確保する(必要に応じ避難者へ協力を求める)

2.8.4 救援物資等の管理

総情	避難	物環
		○

- ☐ 保管食料・物資については、常時、その種類と在庫数を把握しておく
- ☐ 物資の衛生的な保管状態には十分に注意する
- ☐ 勝手に持ち出されことなく、平等に配布できるよう、避難者の目につきにくい場所で保管する

2.8.5 救援物資等の配布

総情	避難	物環
		○

- ☐ 配布ルールを決め、できるだけ全員が納得するように配布する
- ☐ 公平に配布できない場合は、優先順位(こども、要配慮者等)を定める
- ☐ 女性特有の生活用品(生理用品・下着等)を配布する場合は、配布場所や方法に留意する

2.8.6 燃料の確保

総情	避難	物環
		○

- ☐ 防災資機材発電機の燃料(レギュラーガソリン)
- ☐ 体育館非常用発電機の燃料(軽油)
- ☐ 《冬季》 石油ストーブの燃料(灯油)

注) 体育館非常用発電機への燃料補充は、燃料補給車によるため、発電機までの車両動線を確保しておく

2.9 避難者の健康管理

2.9.1 避難者の健康管理体制を整える

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 避難者が体調不良を感じたら相談できる体制を整える

2.9.2 暑さ・寒さ対策

総情	避難	物環
		○

- ☐ 空調を活用する(停電時は非常用発電機での稼働)
- ☐ 冷暖房器具を確保する
- ☐ 採光量の調節(暑いときは日光の直射を避ける)を実施する
- ☐ 暑い時は、食料等の温度管理に配慮する
- ☐ 寒い時は、毛布または防寒着等を確保する

扇風機・スポットクーラー



2.9.3 感染症対策

総情	避難	物環
		○

- ☐ 避難所の換気を行う
- ☐ 循環型手洗い器、手指消毒液等を設置する
- ☐ 感染予防の啓発ポスターを掲示する

注) 「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン～複合災害に備えた避難所へ～」(神奈川県)参照

啓発ポスターの例

検温・手指消毒器

循環型手洗い器



2.9.4 感染症患者発生時の対応

総情	避難	物環
	○	

☐ 感染症患者受入場所を確保する

(事前に決めている場所)

(確定)

感染症患者
受入場所

特活室

☐ 感染症患者と他の避難者の生活動線を分ける

☐ 感染症患者発生について災害対策本部へ報告する

☐ 感染症患者への対応について災害対策本部へ指示を仰ぐ

2.9.5 その他病気対策の実施

総情	避難	物環
	○	

☐ 食中毒対策を実施する

☐ 生活不活発病対策として体操等を実施する

☐ 持病の悪化防止を実施する

☐ エコノミークラス症候群対策を実施する

☐ 熱中症対策を実施する

2.9.6 市保健師との連携

総情	避難	物環
	○	

☐ 保健師等の巡回時に、体調不良者等の状態を共有する

2.10 要配慮者等への対応① (高齢者・障がい者・傷病者等への対応)

2.10.1 高齢者・障がい者への対応

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 要配慮者の負担が少ない避難スペース・支援がしやすいスペースの確保
- ☐ 介護者や必要な配慮の内容・程度に応じて、避難スペースや支援物資を割り当て、少しでも過ごしやすい環境の確保に努める。
- ☐ 要配慮者は様々な情報も届きづらいため、積極的な情報提供を心掛ける。
- ☐ 避難者同士の見守り体制を確保する。

注) 学校内での避難生活では対応が困難な場合は、市災害対策本部へ対応を要請する
(福祉避難所への移送等)

2.10.2 傷病者への対応

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 傷病の状況を確認し随時災害対策本部へ連絡する
- ☐ 避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をする体制を整える

注) 重傷者などの場合は、ためらわず(すぐに)119番通報する

注) 付近の医療救護所や受診可能な医療機関等を把握する

2.10.3 体調不良者への対応

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 感染症などが心配される体調不良者は他の避難者との接触を避けるため、専用の受入場所を設ける
- ☐ 体調不良者の体調が悪化した場合は、躊躇せずに市災害対策本部または119番に連絡する
- ☐ 本部運営者を含む他者への感染を防ぐため、体調不良者とはできる限り直接的な接触を避ける
- ☐ 体調不良者と接触する際には、マスクを着用する
- ☐ 嘔吐処理は、マスク、手袋、ガウンを着用し、0.1%濃度に希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を使用して対応する。

2.10.4 要配慮者の特性に応じた配慮事項(参考)

総情	避難	物環
	○	

主な対象者	特徴	配慮事項の例
高齢者	○介護を必要としている場合は力が衰え行動が遅くなる場合もある	○高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすい。健康状態に十分配慮し、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ○トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○おむつ使用者のために、交換の場所を別に設ける。
認知症患者	○緊急事態の認識が不十分なことがある ○環境変化に弱く、精神的動揺が見られることがある	○「驚かせない」、「急がせない」、「自尊心を傷つけない」の3つの「ない」が対応の基本 ○急激な環境変化に対応できないため、可能であれば仕切りなどで、静かでゆっくり対応できる場所を確保する ○安心できるよう知人が近くにいる環境を確保する
視覚障がい者	○音声によるコミュニケーションが必要	○文字による情報は、読み上げるなど音声にして伝える ○トイレの場所や食事の配給場所へのルートと一緒にガイドしながら説明する ○盲導犬を伴っている場合、直接盲導犬を引いたり触ったりしない
聴覚障がい者	○手話、要約筆記、文字、絵図等を使用した「目で見える情報」によるコミュニケーションが必要 ○コミュニケーションボードの活用	○どのような方法でコミュニケーションをとればよいのか、まず本人に確認する ○話すときはまっすぐ顔を向け、口を大きく動かす ○身振りや筆談、手のひらに書く、携帯電話やスマートフォンの文字入力も有効 ○情報伝達に取り残されないよう避難者全体への連絡は掲示板などの表示を活用する
肢体不自由者	○車いす等の補助用具が必要	○動線に段差が少ない居場所を確保する ○歩行が困難な人に対しては、支援の方法を聞き、腕を持つなどの必要な介助を行う。車いすの通路を確保する ○手の不自由な方への配慮として、食事や衣服の着脱、トイレなどの介助が必要 ○行動範囲が狭いので、必要な物は身の回りに置く
内部障がい者・難病患者	○人工肛門、人工膀胱のある方、人工透析を受けている方、酸素ボンベを使用している方などもある ○車いす等の補助用具が必要なことがある	○食事制限や常用薬を確認する ○ストマ用装具(人工肛門、人工膀胱の方)など確保が必要な用具を確認する ○酸素ボンベを使用している方は、転倒、破損しないような場所やスペースを確保する ○人工呼吸器等の医療系機器を使用している場合、優先的に電源を使用ができるようにする。ただし、発電機や太陽光発電設備などの非常電源については、医療系機器の動作がメーカーによる使用想定外であるため、停電時は医療機関への搬送を優先し、生命の危機に瀕する場合に限り、当事者の責任において使用を可とする
妊産婦 乳幼児	○妊娠初期(～15周)の場合、外見上、妊娠していることが分かりにくい ○妊娠後期(28週以降)では早産(妊娠37週未満)のリスクが高くなる ○出産後8週間程度は母体の回復のために十分な休養が必要 ○乳児(1歳未満)は体温調節機能などが未熟	○防寒、避暑対策(特に妊娠後期や乳児)として空調がない(使えない)場合は、毛布、段ボール、新聞紙、カイロ、うちわ、保冷剤などを活用する ○お腹が大きくなってきた妊婦には、洋式トイレの確保が必要、乳幼児の場合は保護者と一緒にいるため、障がい者用トイレも有用 ○個室に近い環境が難しい場合には、安静にできる場所や横になって仮眠できる場所を確保する ○トイレや授乳など共用部分に行く回数が多いため、体育館など一般の居室では通路に出やすい場所を確保 ○物資の配給では「早い者勝ち」にならないよう、時間差で配給を行う

2.11 要配慮者への対応② (女性や性的マイノリティ・外国人への配慮)

2.11.1 女性への配慮

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 女性特有の生活用品(生理用品・下着等)の物資保管場所を確保する。
- ☐ 女性特有の生活用品(生理用品・下着等)を配布する場合は、配布場所や方法に留意する
- ☐ 女性用更衣室・女性用スペースを確保する。
- ☐ トイレや更衣室などは、男性用と女性用を離して設置する。
- ☐ 女性の要配慮者への介助(特に、着替え・トイレ・入浴)は、女性による支援に努める。

2.11.2 妊婦や産後間もない母親、乳幼児への配慮

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 母子(妊婦・乳児)に適した生活スペースの確保を検討する
- ☐ 授乳室を設置する
- ☐ 生活必需品を確保する
- ☐ 健康状態に配慮し、相談体制を確保する



(注意した方がよい症状)

妊婦	○お腹の張り・腹痛、膣からの出血、胎動(お腹の赤ちゃんの動き)の減少、浮腫(むくみ)、頭痛、目がチカチカするなどの変化を感じた場合 ○胎児の健康状態、妊婦健診や出産場所の確保に関する不安などがある場合
産後間もない母親	○発熱、悪露(出血)の急な増加、傷(帝王切開、会陰切開)の痛み、乳房の腫れ・痛み、母乳分泌量の減少などがある場合 ○気が滅入る、イライラする、疲れやすい、不安や悲しさに襲われる、不眠、食欲がないなどの症状がある場合
乳児	○発熱、下痢、食欲低下、ほ乳力の低下などがある場合 ○夜泣き、寝付きが悪い、音に敏感になる、表情が乏しくなるなどいつもの様子と異なるなどのことが続く場合
幼児	○赤ちゃん返り、食欲低下、落ち着きのなさ、無気力、爪かみ、夜尿、自傷行為、泣くなどのいつもの様子と異なることが続く場合

2.11.3 性的マイノリティへの配慮

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 受付時には性別記載を任意とする
- ☐ 性別情報が必要な時は、何のために性別情報が必要となるか本人に説明する
- ☐ 多様なニーズを持つ主体がいることを認識する
- ☐ 多目的トイレ・更衣室など、性別を問わず誰もが使用できる場所を確保する
- ☐ 男性・女性を問わない空間や支援を確保する
- ☐ 男女別の物資支給を見た目で判断しない(外部から見えないように渡し方を工夫)
- ☐ 洋服などは不必要に男女別に分けて提供せず、サイズで分けるなどの工夫をする
- ☐ 本人の性の在り方を勝手に第三者に伝えず、常に本人確認を徹底する
- ☐ 多様なニーズをすくい上げられるよう、匿名で提出できる目安箱などを設置する
- ☐ 相談体制を確保する

2.11.4 外国人への配慮

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 避難所内に多言語表示シートを掲示する
- ☐ 掲示物などは、「やさしい日本語」を使用する
- ☐ 食事や生活など、文化や習慣にの違いに、できる限り配慮する

多言語表示シート



2.12 こどもへの配慮

2.12.1 こどもの居場所づくり

総情	避難	物環
	○	

【災害時のこどもの居場所づくりのための重要な視点】

- ☐ こどもの権利の保障の視点
 - ▶ 災害時に侵害されやすいこどもたちの権利を守る場という視点が大切
 - ▶ こどもの意見表明の機会やこどもが活動に参加する機会を保障
- ☐ 安全・安心な場づくりの視点
 - ▶ 居場所の利用について、困ったことが起こり、トラブルがあったりした場合に、こどもや保護者がすぐに相談できる窓口や意見箱を設置する
- ☐ こどもの育ちと心の回復を支える視点
 - ▶ 災害後のこどもの心の状態やこどもに見られやすい身体化症状に配慮
 - ▶ のちに災害を肯定的に振り返ることができる”何か”があると災害によるダメージを緩和し、その後の暮らしの支えとなる場合がある

※「災害時のこどもの居場所づくり」手引き(こども家庭庁)より

2.12.2 こどもの居場所確保に向け配慮すべき事項等

総情	避難	物環
	○	

- ☐ 安全・安心な場の提供
- ☐ 遊びの場の提供
- ☐ 学習の場の提供
- ☐ 食事やおやつの提供
- ☐ 情報の提供
- ☐ 物資の提供
- ☐ 相談支援
- ☐ こどもの主体性を活かした活動



※「災害時のこどもの居場所づくり」手引き(こども家庭庁)より

【こどもにやさしい空間】 6つの大切なこと

- 1 こどもにとって安心・安全な環境であること
- 2 こどもを受け入れ、支える環境であること
- 3 地域の特性や文化、体勢や対応力にもとづいていること
- 4 みんなが参加し、ともにつくりあげていくこと
- 5 様々な領域の活動や支援を提供すること
- 6 だれにでも開かれていること

※「災害時のこどもの居場所づくり」手引き(こども家庭庁)より

2.12.3 こどもに見られやすい身体化症状

総情	避難	物環
	○	

身体化症状は、異常事態における正常な反応であり、安全・安心が回復することでメンタルヘルスが改善され、身体化症状も落ち着いていくことが多い
緊急時にこどもが安心して過ごせる居場所があることはこどものメンタルヘルスの面でも重要である

【こどもに見られやすい身体化症状】

	身体化症状	行動上の症状
乳幼児 (0～5歳)	夜泣き、夜驚 おねしょ、頻尿 食欲低下、下痢 チック、発熱	暗い所を怖がる 甘えがひどくなる(いつも一緒にいたがる／おっぱいを 触る／膝の上に乗りたがる) トイレにひとりで行けない ゆびしゃぶり、爪噛み癖 赤ちゃん言葉 多弁、乱暴な行動
学童期 (6～12歳)	夜驚、頭痛 食欲低下、腹痛、便秘 喘息やアトピーの悪化 吃音、チック	暗い所を怖がる 甘えがひどくなる(いつも一緒にいたがる／母親に添い 寝をねだる／膝の上に乗りたがる) トイレにひとりで行けない 爪噛み癖 乱暴な行動
思春期 (13～18歳)	頭痛、腹痛、食欲低下 吐き気、めまい 耳鳴り、過換気、睡眠障害 手足が動かない 意識がぼーとする チック 喘息やアトピーの悪化	髪の毛を抜く(抜毛癖) 憂うつな気分 いらいらする

※「災害時のこどもの居場所づくり」手引き(こども家庭庁)より

2.13 防犯対策

2.13.1 避難所の出入り制限とプライバシーの確保

総情	避難	物環
○		

- ☐ 避難所への出入りを制限し、外部からの侵入を防ぐ
- ☐ 間仕切りやカーテンなどでプライバシーを確保する
- ☐ 女性専用スペースを設け、安心して過ごせるようにする

注) 体育館上部のキャットウォークは、窓の開閉時以外は立入禁止とする

2.13.2 巡回警備と安全確保

総情	避難	物環
○		

- ☐ 避難所内を定期的に巡回し、不審な人物や状況がないか確認する
- ☐ 就寝場所や女性専用スペースも巡回し、安全を確保する
- ☐ 防犯ブザーやホイッスルを配布し、万が一の事態に備える

2.13.3 貴重品の管理

総情	避難	物環
○		

- ☐ 貴重品は常に身につけるか、安全な場所に保管する
- ☐ 避難所内で盗難が発生する可能性もあるため、注意する

2.13.4 防災物資等の管理

総情	避難	物環
○		

- ☐ 避難者が自由に持ち出し可能な物資、本部等で管理する物資を区別し適正に管理する
- ☐ 特に発災直後など、物質等に限りがあるような状況下では、物資の盗難、無断持ち出し等に注意する

2.13.5 避難経路の確保

総情	避難	物環
○		

- ☐ 避難経路を確保し、二次災害が生じた際にもスムーズな避難ができるようにする
- ☐ 避難経路に物を置かない、通路幅を確保するなどの対策を行う

2.13.6 性犯罪対策

総情	避難	物環
○		

- ☐ 女性や子どもは、複数人で行動するようにする
- ☐ トイレや更衣室は男女別に設置し、できる限り男性用と女性用の設置場所を離す
- ☐ 授乳やおむつ替えのスペースを作り、まわりから見えないよう、囲いをする
- ☐ 女性や子どもが安心して着替えられるよう、男女別の更衣室を設ける
- ☐ 人目に付きにくい場所、危険な場所をあらかじめ把握し注意喚起する
- ☐ 夜間、死角になるような場所へは照明器具を設置する
- ☐ 夜間は一人で出歩かないように呼び掛ける
- ☐ 女性や子どもに防犯ブザーを配布する
- ☐ トイレや更衣室などに防犯ブザーを設置する
- ☐ 性暴力やDV防止に関するポスターなどを掲示する



あんしん ひなん じょ
安心してすごせる避難所のために
みんなでつくる みんなでまもる

避難所では性被害や暴力が増加します。子どもから大人まで、女性も男性も、年齢や性別によらず、だれでも被害にあうことがあります。
子ども大人も安心、安全にすごせるように「みんなでつくる、みんなでまもる」

運営面をチェック

- ・トイレの照明は明るくします
- ・居住スペースには仕切りをつけます
授乳、更衣、洗濯物干しなど女性専用スペースをつくれます
- ・女性用物資・衛生用品は女性がわたすなど
運営者やボランティアに女性がはいります
- ・就寝場所や女性専用スペースの巡回警備、防犯ブザーの活用をおこないます

こんなときには ...

- ・被害をうけたら ... 相談します
- ・まわりの人がみかけた場合も相談します
- ・夜間や人気のないところは、複数で行動するようにします

プライベートゾーン
水着や下着は隠し、くちや
さわらない・さわられない
みない・みられない
とらない・とられない
NO!

加害にNO!

3.1 避難者の避難運営への参画

復旧期以降

3.1.1 居住グループの編成

避難所の運営にあたり避難者自身の役割を明確化することで避難者自身が運営に貢献できる体制を構築するとともに、避難所内でのコミュニティを構築するため居住グループを編成する

☐ 居住グループは概ね20人から30人程度で編成する

☐ 居住グループごとに正副リーダーを選出する
※正副リーダーは、できる限り男女1人ずつ選出する

(居住グループと構成員数等の目安)

避難者数	居住グループ数	構成人数
500人程度	25～15グループ	20～30人
300人程度	15～10グループ	20～30人
150人程度	10～5グループ	15～30人

3.1.2 避難者による自主的な避難所運営体制の構築

【避難所運営委員会のメンバーの選出】

☐ 避難所運営委員会のメンバーは、各居住グループ(組)より必要な人員を選出し構成する
(居住グループ(組)から各班に2～3人ずつ選出する)

【避難所運営委員会組織体制】



※班長・副班長は、できる限り男女1人ずつ選出する

【避難所運営委員会の人員構成】

(◎:中心となる人員、○:支援・補助人員)

	配備職員	学校	地域関係者	避難者
総務班	◎	○	○	○
情報広報班	◎	○	○	○
避難所避難者支援班	○		○	◎
在宅避難者等支援班	◎		○	
食料物資班	◎		○	○
環境・衛生班	○			◎

※各班構成人数の目安:避難者の人数に応じ、概ね10人～5人程度

3.1.3 避難所運営委員会各班の主な役割

総務班	●避難所の総括 ●避難者名簿に関すること ●生活環境に関すること ●避難所運営ルールに関すること ●地域との連携に関すること ●ボランティアに関すること ●各種報告・要請・調整等 ●問い合わせ対応	□避難所運営会議の開催 □各班の状況確認 □避難者の把握・名簿の管理・入退所管理 □避難所運営上の留意事項の確認 □生活空間・共用空間の確保 □避難所の秩序と安全維持 □生活ルールの決定と周知 □地域との連絡調整・情報提供・活動連携 □ボランティアニーズの把握・活動調整 □市災害対策本部との連絡調整・報告 □応援職員の受入 □学校(施設管理者)との連絡調整 □外部との連絡窓口
情報広報班	●災害情報等に関すること ●支援情報に関すること	□災害に関する情報周知 □復旧・復興に関する情報周知 □生活支援に関する情報周知
避難所避難者支援班	●避難者支援に関すること ●避難者に関する諸対応 ●避難者の救護に関すること ●要配慮者への対応に関すること	□避難者ニーズの把握 □避難者からの意見・要望の受付 □相談窓口の設置 □避難者の心のケア □郵便物・配達物、訪問者への対応 □傷病者への対応 □福祉・医療分野各団体等との連絡調整 □避難者の健康状態の把握・健康維持 □要配慮者への対応 □福祉・医療分野各団体等との連絡調整 □外国人への対応
在宅避難者等支援班	●在宅避難者等の支援に関すること ●各種支援の提供	□在宅避難者等の状況把握 □在宅避難者等の支援ニーズの把握 □在宅での生活に必要な物資等のニーズ把握 □在宅避難者等への物資配給方法等の検討 □各種生活再建に係る情報提供
食料物資班	●救援物資に関すること ●避難所運営に必要な物資等に関すること	□支援物資の調達・受入 □支援物資の管理 □支援物資の配布 □燃料の調達要請 □発電機等防災資機材の管理 □施設から借用した物品の管理
環境衛生班	●衛生環境に関すること ●トイレ・ごみに関すること ●ペットに関すること	□日常清掃の呼びかけ、衛生環境の確保 □感染症予防 □食料品等の衛生管理 □トイレ等の衛生管理 □ごみ集積場所の管理 □ペットの受入環境管理

※班編成や役割は、標準的な例のため、避難所の状況に応じ適宜検討する

3.2 在宅避難者等への支援

復旧期以降

3.2.1 在宅避難者等の状況把握

家屋に大きな被害がなく、自宅で避難生活を送る人や家屋が被災しながらも避難所に行かず自宅に留まり不自由な生活が続ける「在宅避難者等」の状況を把握し必要な支援を提供する

注) 在宅避難者等の状況把握については地域(自主防災組織)の協力が不可欠となるため、日ごろから連携方法等を確認しておく必要がある

☐ 状況把握の主な方法

戸別訪問・ローラー調査	保健師、福祉関係者、民生委員、行政職員が、一軒一軒家庭を訪問して安否や生活ニーズ等を聞き取る
地域コミュニティによる確認	自治会長や自主防災組織が、地域の住民名簿等を活用し、安否未確認の世帯を調査する
避難所外への配布・相談窓口	物資配布の際に避難所外避難者も対象とし、アンケートや配給カードを活用して情報を収集する

☐ 状況把握において必要となる情報

世帯に関する情報	世帯人数、世帯状況、介護や子育てのニーズ 等
住まいに関する情報	自宅の形態、被害状況、復旧状況、現在の住まい、今後の住まい 等
健康に関する情報	持病の有無、傷病状況、通院状況、薬の有無 等
生活に関する情報	水道、電気、電話、ガスの使用状況、トイレの使用状況、入浴状況、洗濯状況、通期・通学の状況 等
生活再建に関する情報	罹災証明書、ボランティアニーズ 等

3.2.2 支援実施の周知・広報

☐ 周知・広報の方法

- ▶ 防災行政用無線(防災ラジオ、メール配信サービス、tvkデータ放送)
- ▶ 市公式LINE
- ▶ 市ホームページ
- ▶ 広報車両による巡回放送
- ▶ 自主防災組織・民生委員等による直接伝達

※その他、広報紙や自治会回覧など、災害の状況を踏まえつつ、住民へ届く広報を心掛ける

3.2.3 応急給水拠点

☐ 応急給水実施場所の選定

注) 場所の選定において考慮すべき事項

- ▶ 給水車から随時給水を受けるため、給水車の車両動線を考慮する
- ▶ 避難所避難者及び避難所周辺の在宅避難者等への受け渡しの利便性も考慮する

3.2.4 食料・生活物資等の提供

☐ 物資配布場所の選定

☐ 物資配布方法の決定

- ▶ 避難所での直接受け取りを原則とする
- ▶ 自主防災組織等の協力・ボランティアの活用
(要配慮者等、避難所での受け取りが難しい方への対応を検討)

☐ 主な配布物資

- ▶ 基本8品目
食料、飲料水、簡易トイレ、毛布、粉ミルク、大人用おむつ、子供用おむつ、生理用品
- ▶ その他

3.2.5 災害に関する情報の提供

☐ 情報掲示場所の選定

☐ 主な提供情報

- ▶ ライフラインの復旧情報: 電気、ガス、水道の復旧見込み、給水所・給電スポットの情報
- ▶ 支援物資の配布情報: 水、食料、衛生用品(携帯トイレ、生理用品)の配布場所・時間
- ▶ 医療・健康情報: 救護所、診療可能な医療機関、避難行動要支援者への訪問診療
- ▶ 安全情報: 建物の損壊状況、道路・交通状況、二次災害の警戒情報
- ▶ 相談窓口情報: 罹災証明書の発行、義援金、各種支援手続き

4.1 避難所の縮小・閉鎖

撤収期

4.1.1 避難所の閉鎖・統合に向けた対応検討

- ☐ 学校(施設管理者)との協議
- ☐ 避難所閉鎖時期の目安を検討
- ☐ 避難所の閉鎖時期の内外周知方法の検討
- ☐ 避難者の状態に応じた避難所移動(別の避難所への移動)を検討
- ☐ 二次的避難所(ホテル・旅館等)の検討
- ☐ 在宅避難者等の支援体制の検討

4.1.2 避難所の閉鎖・統合に向けた説明

- ☐ 生活再建に関する情報提供及び相談の実施
- ☐ 仮設住宅や仮住まいに関する情報提供
- ☐ 避難者へのヒアリング・意向調査
- ☐ 避難者の退所目途の把握

4.1.3 避難所の閉鎖・統合に関する周知

- ☐ 居住グループリーダー等への説明
- ☐ 避難者への個別説明
- ☐ 掲示板等での全体周知

4.1.4 避難所の閉鎖・統合に向けた作業

避難所運営委員会では、避難所の閉鎖・統合に向け以下の作業についてスケジュールを立て、閉鎖・統合日までに計画的に進める。

（作業項目）

- ☐ 避難スペース等避難所として使用したスペースや物品の片づけ・清掃
- ☐ 施設の修繕箇所等の確認
- ☐ 避難者情報の統合先への引継ぎ（特に配慮事項）
- ☐ 避難者の引っ越し見守り
- ☐ 避難所運営に係る記録の整理

4.1.5 避難所運営委員会の解散

閉鎖・統合に向けた作業完了の見込みが立った時点で避難所運営委員会の会議を開催し、解散する

- ☐ 避難所運営委員会の解散

4.1.6 避難所の閉鎖

避難所が閉鎖する段階では、ライフラインは復旧し、店舗の営業や物流も再開していることが想定される

- ☐ 避難所を閉鎖する

※各種様式は「避難所開設セット」内にあり

様式 1

災害対策地区防災拠点の初動期応急危険度判定調査票

調査日時 年 月 日 午前・午後 時

調査建物 小学校・中学校 体育館・校舎

調査者

調査 1 (外観調査)

一見して危険と判断できるか? (該当する場合は番号に○を付けて調査終了)

1	建築物全体又は一部の崩壊・落陸	調査終了
2	基礎の著しい破損。上部構造との著しいずれ	調査終了
3	建築物全体又は一部の著しい傾斜	調査終了
4	外観上は一見して危険とは判断できない	調査 2 へ進む

調査 2 (落下危険物・転倒危険物に関する調査)

個々の調査項目に関して状況のチェック (該当するランクに○)

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 重しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり
③外装材 覆式の部分	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の部分	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破損
⑤看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり
⑥屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 顕著な傾斜
⑦その他 ()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上 ある場合	3. 危険 Cランクが1以上 ある場合

判 定 (調査 1 及び調査 2 の結果で判定)

調査 1 で一見して危険と判断された場合は危険。それ以外の場合は調査 2 の危険度で判定してください。(番号に○) 1. 調査済み 2. 要注意 3. 危険

対処方法

- ◎ 危険と判断した場合は、応急危険度判定士の判定が済むまで建物の使用は控えてください。
- ◎ 要注意と判断した場合は、細心の注意を払いながら避難所の開設準備を進めてください。
- ◎ 調査済みと判断した場合は、避難所として開設してください。

コメント (建物本体が危険か、落下物が危険かなどを記入してください。また、応急危険度判定士への伝達事項があれば記入してください)

※ この調査の目的は地区防災拠点の初動期における目視安全確認であり、専門職員による応急危険度判定とは異なります。

No.	簡易避難者カード（初期受付用）	様式2-1
-----	-----------------	-------

*No. は、避難者名簿と合わせる（受付者が記入）

複数枚となるとき↓

自治会	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体状況、必要な支援、資格の有無など）
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施設開設担当者記入							
入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

☐ 避難者名簿への記入 ※名簿記入⇒チェック

No.	簡易避難者カード（初期受付用）	枚数 /
-----	-----------------	---------

*No. は、避難者名簿と合わせる（受付者が記入）

複数枚となるとき↓

自治会	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名	続柄	年齢	性別	その他（身体状況、必要な支援、資格の有無など）
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施設開設担当者記入							
入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

☐ 避難者名簿への記入 ※名簿記入⇒チェック

No.	避難者カード(避難世帯票)					枚数	様式2-2 (表裏)																
*No. は、避難者名簿と合わせる(受付者が記入)					避難枚数となるとき↑																		
記入者氏名		入所した日			入所した時間																		
		年	月	日	午前 午後	時	分																
自治会		住所			電話番号																		
					携帯 自宅																		
	氏名(ふりがな)	続柄	年齢	性別	その他(身体状況、必要な支援、資格の有無など)																		
1				男・女																			
2				男・女																			
3				男・女																			
4				男・女																			
5				男・女																			
6				男・女																			
7				男・女																			
家屋の主な(およその)被害状況					避難の方法等																		
☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 部分焼 ☐ その他					☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ オートバイ(No.) ☐ 自動車(No.) ☐ その他																		
緊急時の連絡先(ご自身に何かあった際に連絡を必要とする場合は記載して下さい)																							
①	氏名	関係	電話	住所																			
②	氏名	関係	電話	住所																			
③	氏名	関係	電話	住所																			
避難情報(氏名等)の開示に関する同意																							
避難所掲示板		報道機関等への開示		同意します。		同意しません。																	
可・否		可・否		可・否		可・否																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="6">避難者カード(避難世帯票)受付日時</td> <td>受付先</td> <td>担当者</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前 午後</td> <td>時</td> <td>分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								避難者カード(避難世帯票)受付日時						受付先	担当者	年	月	日	午前 午後	時	分		
避難者カード(避難世帯票)受付日時						受付先	担当者																
年	月	日	午前 午後	時	分																		
☐ 簡易避難者カード(初期受付用)の確認 ☐ 避難者名簿の確認 ※確認⇔チェック																							

学校

避難者名簿

様式3

No.

*「緊急避難者カード」または「避難者カード」を基に出発時に記入

	経 歴				現 状			情 報		入 所		退 所	
	氏 名 (か な)	性別	年齢	避難者 (避難している 家族の人数)	自治会	住 宅	所	身 体 の 状 況	備 考	入所日時	受 入 先	退所日時	
1		男 女								／ ：		／ ：	
2		男 女								／ ：		／ ：	
3		男 女								／ ：		／ ：	
4		男 女								／ ：		／ ：	
5		男 女								／ ：		／ ：	
6		男 女								／ ：		／ ：	
7		男 女								／ ：		／ ：	
8		男 女								／ ：		／ ：	
9		男 女								／ ：		／ ：	
10		男 女								／ ：		／ ：	

学校

様式4

傷病者リスト

No.

受付No.	名簿No.	氏名(ふりがな)	性別	生年月日/年齢	住 所	ケガや病気の状況	対 応 内 容	対応日時
1			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
2			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
3			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
4			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
5			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
6			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
7			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
8			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
9			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :
10			男女	. . 歳			・処置() ・搬送()	/ : :

学校

様式 5

要 配 慮 者 リ ス ト

No.

受付No.	名簿No.	姓(ふりがな)	名(ふりがな)	性別	生年月日／年齢	住 所	身体状況(必要な支援)	対 応 内 容	対応日時
1				男 女	・ 歳				／ ；
2				男 女	・ 歳				／ ；
3				男 女	・ 歳				／ ；
4				男 女	・ 歳				／ ；
5				男 女	・ 歳				／ ；
6				男 女	・ 歳				／ ；
7				男 女	・ 歳				／ ；
8				男 女	・ 歳				／ ；
9				男 女	・ 歳				／ ；
10				男 女	・ 歳				／ ；

学校

様式6

避難者集計表

【第 報】

報告	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 現在												
避難者総計	人				避難世帯数		世帯						
内訳①	男性	人			女性	人							
内訳②	0～5歳	人			6～12歳	人							
	13～15歳	人			15～19歳	人							
	20～29歳	人			30～39歳	人							
	40～49歳	人			50～59歳	人							
	60～69歳	人			70～79歳	人							
	80～89歳	人			90歳以上	人							
内訳③	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	自治会			人（男性： 女性： ）		世帯							
	その他			人（男性： 女性： ）		世帯							
	帰宅困難者等			人（男性： 女性： ）		世帯							
要介護者			人		障害者児			人		妊産婦		人	
負傷者			人		病人			人		外国人		人	

※内訳①、②、③のそれぞれの合計は、避難者総計と必ず一致すること。

学校

様式7

避難所状況報告書

【 第 報 】

報告	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 現在										
発信者						受信者					
伝達方法	MCA無線 ファクス 電話 その他()										
職員参集状況	人 / 人					参集職員					
避難所開設	平成 年 月 日 午前・午後 時 分										
避難者情報	※別紙「避難者集計表」により報告してください。										
避難所の被害状況	ライフライン	なし	有り(断水・停電・ガス停止・電話不通)								
	校庭	なし	有り()								
	体育館	なし	有り()								
	校舎	なし	有り()								
	教室	なし	有り()								
	給食調理場	なし	有り()								
	プール	なし	有り()								
	その他										
地域の被害状況	ライフライン	なし	有り(断水・停電・ガス停止・電話不通)								
	人命救助	なし	必要(約 人)		不明						
	延焼	なし	延焼中(約 件)		大火の危険						
	建物被害	なし	倒壊(約 件)		損壊(約 件)		不明				
	道路被害	なし	通行不可(約 件)		渋滞中		不明				
	土砂崩れ	なし	有り(約 件)		要警戒(約 件)		未確認				
	その他										
【要請事項】											

避難所情報・広報板

様式8

(月 日現在)

											合 計
避難者情報	男女別	男									
		女									
		合計									
	年齢別	10代未満									
		10代									
		20代									
		30代									
		40代									
		50代									
		60代									
		70代以上									
		合計									
	けが人	男									
		女									
合計											
災害情報	火災	合計									
	家屋倒壊	合計									
	家屋損壊	合計									
安否情報	張 り 紙										
避難所情報	張 り 紙										

(表面)

様式 9 - 1

管理番号

情報連絡票

(発災直後から緊急時期(3日目)まで)

①【地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員】

地域記入欄

報告日時	月 日 () 時 分頃
報告者	所属： 氏名：
状 況	☐ 火災 ☐ 救助 ☐ 傷病者 ☐ 道路 ☐ 建物 ☐ その他()
	[内容] (簡潔かつ具体的に記入してください。)
場 所 (住 所)	
発生日時	月 日 () 時 分頃 ☐ 不明

②【災害対策地区防災拠点(学校) 災害対策本部】

配備職員記入欄

受領日時	月 日 () 時 分	記入者	
地図情報	☐ 明細地図社 ☐ ゼンリン P _____ - _____		
対応事項	[特記事項]		
	対応： ☐ 本部報告 (:) ☐ 地区防災拠点にて対応 ☐ その他()		

済 ・ 継続

(裏面)

管理番号

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： ☐ 本部報告 (:) ☐ 地区防災拠点にて対応 ☐ その他 ()	済 ・ 継続

対応経過②	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： ☐ 本部報告 (:) ☐ 地区防災拠点にて対応 ☐ その他 ()	済 ・ 継続

対応経過③	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： ☐ 本部報告 (:) ☐ 地区防災拠点にて対応 ☐ その他 ()	済 ・ 継続

対応経過④	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： ☐ 本部報告 (:) ☐ 地区防災拠点にて対応 ☐ その他 ()	済 ・ 継続

地域被災状況報告書(災害対策地区防災拠点宛)【 第 報 】 様式9-2

自治会・自主防災組織の名称		地域活動拠点の場所	
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	現在	
報告者氏名		報告先(宛先)	
※必要項目を記載(裏面信用及び別紙添付可)			
地域の被災概況			
発生中の災害	発生場所	発生時刻 時 分	
	(周辺図)	(概況)	
		(対応状況)	
		(見通し)	

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前次報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	人	行方不明者	人	負傷者	人	備考					※被害調査実施後は、裏面【参考箇所】を参照
	住家被害	全壊	棟	半壊	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟	床下浸水	棟		
	ライフライン被害	電気	件	水道	件	電話	件	都市ガス	件	LPGガス	件		
	道路被害	場所		状況		車両通行	可・否	歩行者通行	可・否				
		場所		状況		車両通行	可・否	歩行者通行	可・否				
	(その他)												

※要援護者数は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	人	世帯	在宅にいる要援護者数	人	世帯	屋外避難	人	世帯	
	避難所(小中学校)	人	世帯	避難所に避難した要援護者数	人	世帯	不詳	人	世帯	
	地域内の集合・避難場所や避難所外の施設・公園等	人	(場所・状況)						人	世帯
			(場所・状況)						人	世帯

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】		学校	
受信日時	月 日 時 分	受信者氏名	

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの (補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの (補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損 (補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの (土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

【備考】災害関連足情報等を記載

--	--

標式10

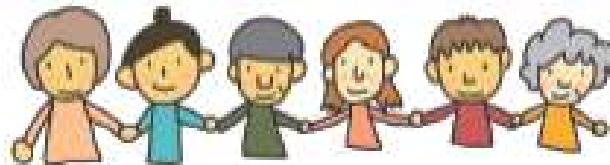
掲載日時	月 日 時 分
情報期間	～
件 名	
【 内 容 】	
担当・問い合わせ	避難所運営委員会 班

張り紙

【教室】 使用可能	【教室】 使用不可
【水道】 使用可能	【水道】 使用不可
【廊下】 通行禁止	【階段】 通行禁止
【トイレ】 使用可能	【トイレ】 使用不可
【給食調理場】 立入禁止	【プール】 立入禁止

あんしん ひなん じょ
安心してすごせる避難所のために

みんなでつくる みんなでまもる



避難所では性被害や暴力が増加します。子どもから大人まで、女性も男性も、年齢や性別によらず、だれでも被害にあうことがあります。

子ども大人も安心、安全にすごせるように「みんなでつくる、みんなでまもる」

運営面をチェック



- ・トイレの照明は明るくします
- ・居住スペースには仕切りをつけます
授乳、更衣、洗濯物干しなど女性専用スペースをつくります
- ・女性用物資・衛生用品は女性がわたすなど
運営者やボランティアに女性がはいります
- ・就寝場所や女性専用スペースの巡回警備、防犯ブザーの活用をおこないます



こんなときには ...

- ・被害をうけたら ... 相談します
- ・まわりの人がみかけた場合も相談します
- ・夜間や人気のないところは、複数で行動するようにします



プライベートゾーン

水着でかくる場所・うぶさ
さららない・さられない
みない・みられない
とらない・とられない

NO!

相談先など



避難所での過ごし方

～皆さまが安心して過ごせるようにご協力をお願いします～

- 1 助け合いの心を持って過ごしてください。
- 2 お年寄りや体の不自由な方、乳幼児を抱えた方などには、気配りをしてください。
- 3 生活の和を乱さないよう、ルールを守ってください。
- 4 避難所運営職員に協力してください。

●注意事項について

- 避難所内での火気の使用及び喫煙は禁止です。
- 「立入禁止」と表示された場所から先には入らないでください。
- 施設の物品などは、むやみに触れないでください。
- 携帯電話などの通話は、他の避難者の迷惑にならないようにしてください。

●衛生対策について

- 避難所内は清潔に保ち、全員で協力して清掃をしてください。
- 避難スペースでは、靴を脱いでください。
- 避難所で出たゴミは、原則お持ち帰りください。

●ペットについて

- 避難スペースへの連れ込みは、禁止です。
- 避難所運営職員が指定した場所で、飼い主が飼育をしてください。

●感染症対策について

- 3密（密閉・密集・密接）を避けてください。
- マスクを着用し、咳エチケットを守ってください。
- こまめに手洗い・アルコール消毒をしてください。
- 体調が悪くなったときは、すぐに避難所運営職員に申し出てください。
- 体調の悪い方を見かけたら、避難所運営職員にお知らせください。

避難所では「避難所運営への協力」「避難者同士の助け合い」

茅ヶ崎市防災対策課

咳エチケットで感染症予防

咳エチケットとは

咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。

マスクがない場合には？



© World Health Organization Regional Office for the Western Pacific, 2015. All rights reserved.

①咳やくしゃみの際は
ティッシュで口と鼻を
おおいましょう。

②ティッシュ等がない
場合には、**二の腕**で
口と鼻をおおいましょう。

マスクがある場合には、
正しくマスクを着用しま
しょう。



画像出典：政府広報 (http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/img/06_04.gif)

手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansen/soud1/tenjitu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」



1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押すと霧状に約3mLでます)。



2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。



3 次に手のひらによくすりこみます。



4 手の甲にもすりこんでください。



5 指の間にもすりこみます。



6 親指にもすりこみます。



7 手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！

NIID 国立感染症研究所
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

画像出典：医療インターネットTV (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7262.html?b=46&a=1>)



新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

— 避難所に避難されている方々へ —

1 ごみが散乱しない ようにしましょう!

世帯ごとに小型のごみ袋に
ごみをまとめて縛るなど、
散乱しないように気をつけましょう。
また、マスクなどごみの
ポイ捨てはやめましょう。



2 小型のごみ袋で 出す場合は空気を 抜いて出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破袋を
防止できます。



3 避難所のごみの分別ルールを 確認しましょう!

資源物の分け方、出し方が
普段と異なる場合があります。

分別容器は、避難所のルールによって、
種類、数量などを分別しましょう。
ペットボトルのキャップ、ラベルははずしましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでの使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

① ごみに直接触れることのないよう、 しっかり縛って出しましょう!

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



② ごみを捨てたあとはしっかり手を 洗いましょう! 水を確保できない場合は 手指消毒をしましょう。

石けんを使って、
流水で手を
よく洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



Need 災害用汚物処理セット 取扱説明書

〔脱臭・除菌・凝固〕1回毎使用タイプ

洋式トイレ専用受けバックは
可動式便座付きトイレなら
すべて使用出来ます。



1セットの内容

①凝固剤入り汚物処理剤	100包 (30gアルミパック入り)
②汚物処理袋	100枚
③多目的袋	20枚
④専用受けバック	1枚
⑤取扱説明書	5枚

- ① 専用受けバックを取り付けます。
便座をあげ便器の後に合わせて置き、便座でおさえます。



ニードワンタッチトイレ



一般洋式トイレ



洗浄装置付トイレ

●専用受けバックはそのまま使用出来ません。

②自治体の仕様により

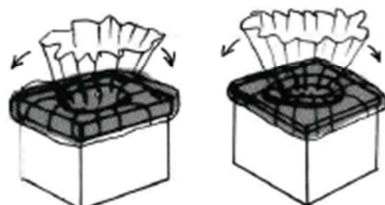
セットには②吸水シート④専用受けバックが含まれていない場合があります。
(又、処理袋、保管袋の密封用ひもが入っている場合もあります。)

●取り付け時には注意して下さい。

- ② 汚物処理袋を取り付けます。
※処理袋を便座の上から便座全体をカバーして取り付けます。



可動式便座のない簡易トイレ(組立式簡易トイレ等)には処理袋を上からトイレの中にさし込みセットします。



組立式(箱型)簡易トイレ

- ④ 処理袋を取り出します。
使用後の袋は静かに取り出し中の空気を出し、口をしっかりと結びます。

更に多目的袋に入れて一時保管します。袋が一杯になったら口をしっかりと結んで下さい。



- ③ 汚物処理剤を振りかけます。
※使用後は処理剤1袋を上から振りかけて下さい。



●最後の処理については、定められた方式に従って下さい。

企画・製造



株式会社 ニード

TEL 03-3503-4850 FAX 03-3502-6236

(巻末資料)防災備蓄物資・資機材等

主な防災備蓄物資・資機材の数量と保管場所

名称	数量	保管場所		
ワンタッチパーテーション	50 張	0 コンテナ	☒ スチール	☒ その他
パーソナルテント(体調不良者用)	7 張	☒ コンテナ	0 スチール	☒ その他
プライベートテント(トイレ等多目的)	10 張	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
ワンタッチハウス	3 台	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
ブルーシート	54 枚	☒ コンテナ	0 スチール	☒ その他
多目的ベッド	40 台	0 コンテナ	☒ スチール	☒ その他
簡易ベッド	51 台	0 コンテナ	☒ スチール	0 その他
エアーマット	20 個	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
折り畳みマット	204 個	0 コンテナ	☒ スチール	☒ その他
毛布	600 枚	☒ コンテナ	0 スチール	☒ その他
災害用汚物処理セット(100枚/箱)	27 箱	☒ コンテナ	0 スチール	☒ その他
簡易トイレ	20 個	☒ コンテナ	☒ スチール	0 その他
組立式仮設トイレ	2 台	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
大人用おむつ	410 枚	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
こども用おむつ	456 枚	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
生理用品	1824 枚	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
発電機	4 台	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
蓄電池(ポータブルバッテリー)	0 台	0 コンテナ	0 スチール	0 その他
コードリール	8 個	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
投光器	2 個	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
LEDライト	3 個	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
ろ水機	1 台	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
給水タンク(1t)	0 台	0 コンテナ	0 スチール	0 その他
給水タンク(0.25t)	4 台	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
炊き出し釜セット	1 セット	☒ コンテナ	0 スチール	0 その他
非常食	980 食	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
飲料水(500ml)	240 本	0 コンテナ	0 スチール	☒ その他
スタートセット	1 箱	0 コンテナ	0 スチール	0 その他
避難所開設セット	1 箱	0 コンテナ	0 スチール	0 その他
感染症対策セット	1 箱	0 コンテナ	0 スチール	0 その他
多言語表示セット	1 箱	0 コンテナ	0 スチール	0 その他

※備蓄物資の詳細は、次項「一覧表」参照のこと

防災備蓄物資・資機材等の詳細

施設名	保管場所	分野	備蓄資機材	数量	単位
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給水	ろ水機DCF-IES	1	基
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給水	組立式簡易水槽/500ℓ	1	基
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給水	給水タンク/250ℓ	4	基
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給水	ビューラックス	2	本/期限:2018年
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給水	飲料水袋(7-ルドウォーターボックス)/6ℓ/200枚入	40	枚
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給食	平釜セット	1	式
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	給食	おたま	2	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	発電機HONDA/EM-1500X	1	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	発電機YANMAR/G900IS	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	発電機shindaiwa/IEG900M-Y	1	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	コードリール	3	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	コードリール/ドラム式	5	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	バルーン投光器(ヤマ)	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	LEDフロアレンライト/LXW-5	3	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	電機	トランジスタメガホン/ハンドマイク	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	医療	災害救急セット/20人用	2	箱
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	医療	救急関係一式(包帯等)/白ブラス入	2	箱
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	★携帯トイレ	凝固・衛生セット(ニード)/100枚入	1700	枚/期限:2020年
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	★簡易トイレ	災害用簡易トイレ(ニードA型・P型)	12	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	★簡易トイレ	簡易トイレ(ダクタイル)/5個入	5	個/1箱
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	★簡易トイレ	マルチトイレ(令和7年度購入)※TKB交付金	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	トイレ	災害用仮設トイレ(ドット・コイ)/洋式	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	トイレ	ポータブルトイレ用手すり	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救護	簡易ベッドLOGOS(FD-マフィコット)/6台入	16	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救護	折りたたみ式布担架	2	組
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	★毛布	毛布/10枚入	100	枚/期限:2020年
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	テント	防災テント一式	1	張
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	テント	災害用ワンタッチハウス/アラビアン製	2	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	テント	プライベートテント/1人用(グリーン)	10	個
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	テント	ユニバーサルテント(要配慮用テント)	2	張
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	シート	ブルーシート(3.6m×5.4m)/10枚入	20	枚/2包
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	シート	ブルーシート(10m×10m)/2枚入	4	枚/2包
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	ツルハシ	2	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	指矢	3	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	剣スコップ	4	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	バール(大)	5	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	バール(小)	1	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	救助	のこぎり	5	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	燃料	ガソリン携行缶/20ℓ	1	缶
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	燃料	ガソリン携行缶/LX20/20ℓ/ガソリン入り	1	缶/期限:2018年
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	水防	土のう袋/200枚入	100	枚
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	その他	多言語表示シート一式	2	式
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	その他	脚立	2	本
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	その他	台車	1	台
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	その他	ゴミ袋	100	枚/90ℓ
鶴が台中学校	コンテナ倉庫	その他	レジ袋	1000	枚/100枚×10/20号
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	★簡易トイレ	ラップボン(便袋1000回付き)	1	式
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	★ベッド	折り畳み簡易ベッド(コールマン)	30	台
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	★ベッド	折り畳み簡易ベッド(キャンパル)令和4年度購入	21	台
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	★ベッド	多目的簡易ベッド	10	台
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	シート	アルミマット 1箱/20枚入	200	枚
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	テント	イージーアップ・テント300cm×450cm	1	張
鶴が台中学校	新防災倉庫(コンテナ横)	★パーティション	ワンタッチパーティション(210×210×180)	20	張
鶴が台中学校	体育館2階西側倉庫	★毛布	毛布/10枚入	200	枚/2012年度
鶴が台中学校	体育館2階西側倉庫	★毛布	ロールマット/90cm×18m	4	本
鶴が台中学校	体育館2階西側倉庫	★猛暑対応品	扇風機/45cm	5	フロアで使用
鶴が台中学校	体育館2階西側倉庫	★猛暑対応品	大型扇風機/75cm	4	
鶴が台中学校	南棟1階教材室	☆水(500ml)	山梨県甲州の5年保存水500ml/24本(R7年度購入)	240	10箱
鶴が台中学校	南棟1階教材室	電機	コンセントタップ	4	個
鶴が台中学校	南棟1階教材室	★猛暑対応品	スポットクーラー	5	台
鶴が台中学校	南棟1階教材室	医療	蓋つきゴミ箱	1	個
鶴が台中学校	南棟1階教材室	★ベッド	多目的簡易ベッド	30	台
鶴が台中学校	南棟1階教材室	救護	エアーマット(20個入・専用ポンプ)	20	個
鶴が台中学校	南棟1階教材室	★毛布	毛布/10枚入	300	枚/2012年度
鶴が台中学校	南棟1階教材室	テント	パーソナルテント/ワンタッチ1人用(黒いドーム型)	5	
鶴が台中学校	南棟1階教材室	★パーティション	ワンタッチパーティション(210×210×180)	30	張
鶴が台中学校	南棟1階教材室	シート	ブルーシート(3.6m×5.4m)/10枚入	30	枚/3包
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★アレルギー対応食品	おかゆ/30食 アルファール食品(R4年度購入)	180	食/6箱
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★アレルギー対応食品	和風鍋ごはん/25食	800	食/32箱
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★携帯トイレ	凝固・衛生セット(ニード)/100枚入	1000	10箱
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★大人用おむつ	アテントさらさらパンツS20枚(R6購入品)	20	枚/1箱
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★大人用おむつ	アテントさらさらパンツM～L20枚(R6購入品)	20	枚/1箱
鶴が台中学校	南棟1階ポンプ室	★大人用おむつ	アテントさらさらパンツL～LL18枚(R6購入品)	18	枚/1箱

発行・編集：茅ヶ崎市

（事務担当：くらし安心部防災対策課）